

第百九十回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会議録 第四号

平成二十八年四月二十七日(水曜日)

午前八時四十分開議

出席委員

委員長 江崎 鐵磨君

理事 穴見 陽二君 理事 武村 展英君

理事 永岡 桂子君 理事 原田 憲治君

理事 堀内 昭子君 理事 井坂 信彦君

理事 中根 康浩君 理事 國重 徹君

理事 小倉 將信君 理事 大塚 高司君

理事 大西 宏幸君 理事 岡下 昌平君

理事 加藤 鮎子君 理事 金子めぐみ君

理事 鴨下 一郎君 理事 木村 弥生君

理事 小島 敏文君 理事 小林 史明君

理事 後藤田正純君 理事 田畑 裕明君

理事 武井 俊輔君 理事 比嘉奈津美君

理事 前川 恵君 理事 前田 一男君

理事 小熊 慎司君 理事 田島 一成君

理事 西村智奈美君 理事 水戸 将史君

理事 柚木 道義君 理事 古屋 範子君

理事 吉田 宣弘君 理事 梅村さえこ君

理事 清水 忠史君 理事 丸山 穂高君

國務大臣 (消費者及び食品安全担当)

内閣府副大臣

経済産業副大臣

政府参考人 (消費者庁次長)

政府参考人 (消費者庁審議官)

政府参考人 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長)

衆議院調査局第一特別調査室長

委員の異動

河野 太郎君

松本 文明君

鈴木 淳司君

川口 康裕君

井内 正敏君

松尾 剛彦君

大野雄一郎君

四月二十七日

辞任

金子 恵美君

同日

辞任

小倉 慎司君

四月七日

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

「消費者契約法の規律の在り方についての答申」に関する陳情書(京都市中京区富小路通丸太町下ル 白浜徹朗)(第一六七号)

消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対することに関する陳情書外二件(金沢市丸の内七の三六 西村依子外二名)(第一六八号)

特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求めることに関する陳情書外一件(青森市長島一の三の一 竹本真紀外一名)(第一六九号)

三月二十九日

高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書(福岡市議会)(第二二二五号)

国民生活センター・相模原事務所の地方移転に反対する意見書(神奈川県相模原市議会)(第二二二六号)

消費者が望まぬ勧誘を事前に拒否できる制度の特定商取引法への導入を求める意見書(大阪府

堺市議会)(第二二二七号)

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転の実現を求める意見書(徳島県議会)(第二二二八号)

四月十五日

消費者庁・国民生活センター等の徳島移転の実現を求める意見書(徳島県鳴門市議会)(第二八五五号)

食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書(奈良県広陵町議会)(第二八五六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○江崎委員長 これより会議を開きます。

議事に入ります前に、委員会を代表して一言申し上げます。

このたびの平成二十八年熊本地震による被害でお亡くなりになられた方々とその御遺族に對しまして、深く哀悼の意を表します。

また、被災者の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

全員の御起立をお願い申し上げます。――黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○江崎委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

○江崎委員長 内閣提出、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。河野國務大臣。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

案

消費者契約法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○河野國務大臣 ただいま議題となりました特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

近年、高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化及び違反事業者の手段の巧妙化、複雑化等により、特定商取引を取り巻く環境は大きく変化しております。特に一部の悪質事業者が繰り返して消費者被害を生じさせる事案が問題となっているとともに、依然として、高齢者が深刻な消費者被害に遭う事例も報告されております。

こうした状況を踏まえて、主務大臣の法執行に関する権限の強化等を図り、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二に、悪質事業者への対策を強化するため、

第三に、悪質事業者への対策を強化するため、

第四に、悪質事業者への対策を強化するため、

第五に、悪質事業者への対策を強化するため、

第六に、悪質事業者への対策を強化するため、

第七に、悪質事業者への対策を強化するため、

第八に、悪質事業者への対策を強化するため、

第九に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十一に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十二に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十三に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十四に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十五に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十六に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十七に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十八に、悪質事業者への対策を強化するため、

第十九に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十一に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十二に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十三に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十四に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十五に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十六に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十七に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十八に、悪質事業者への対策を強化するため、

第二十九に、悪質事業者への対策を強化するため、

主務大臣は、販売業者等に業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者等の役員等に対し、停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができるとしてあります。そして、この業務の禁止を命ずる期間については、業務の停止を命ずる期間と同一の期間とすることとしておりますが、業務の停止を命ずることのできる期間の上限をこれまでの一年から二年に引き上げることとしています。

第二に、所在等が不明な事業者に対して迅速に行政処分を行うことができるようにするため、公示送達に関する規定を設けることとしてあります。

第三に、主務大臣は、本法律に違反する行為によって財産的被害を受けた購入者等の利益の保護の観点から、処分事業者に対して必要な指示を行うことができるよう、規定の整備を行うこととしてあります。

第四に、電話勧誘販売において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約の締結について勧誘すること等を指示等の対象とするとともに、購入者等が当該契約の解除等を行うことができることとしています。

また、通信販売においてあらかじめ承諾や請求を得ていない相手へのファクシミリ装置を利用した広告の送信の禁止、従来は訪問販売等の規制の適用対象となっていなかった権利の販売に対する規制の拡大、意思表示の取り消し権の行使期間の伸長を行うほか、罰則の法定刑を全般的に引き上げる等の措置を講ずることとしています。

なお、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

続きまして、消費者契約法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

近年、高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化等により、ひとり暮らしの高齢者に対し、過量な商品等を店舗で購入させる事案など、高齢者の消費者被害が増加しております。こうした事

案の中には、現行法では十分な被害救済を図ることが難しいものもあります。また、平成十三年に施行された消費者契約法についての裁判例や消費生活相談事例が蓄積しており、その傾向等も踏まえ、適切な措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、消費者の利益の擁護を図るため、取り消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項を追加する等の措置を講ずることとするため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、消費者契約の締結過程に係る規律として、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、過量な内容の消費者契約であることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申し込みまたは承諾の意思表示をした場合は、これを取り消すことができることとしています。また、消費者契約法の規定による取り消し権の行使期間については、追認をすることができるときから六カ月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を一年間に伸長することとしています。

第二に、消費者契約の条項に係る規律として、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とすることとしています。

このほか、所要の改正を行うこととするともに、一部の附則規定等を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとしています。

以上が、これら二法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○江崎委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○江崎委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として消費者庁次長川口康裕君、消費者庁審議官井内正敏君及び経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長松尾剛彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中根康浩君。

○中根(康)委員 おはようございます。民進党の中根康浩でございます。

まず、きょう、やつとこの消費者契約法と特商法の質疑に入ることができたわけでありますが、今も大臣から提案理由の説明があつたわけなんです、いわゆるお経読み、趣旨説明に引き続いて直ちに質疑を行う、こういうことは異例中の異例であります。熊本地震の被災状況を鑑みて、河野大臣が防災担当大臣でもある、こういうことも考慮してこの例外をあえて認めさせていただいたというところでございますので、今後の先例としないということとは、ぜひこの委員会の冒頭、確認をさせていただきたいと思ひます。

それで、そのことも含めてなんですけれども、きょうは水曜日ですから、各常任委員会も行われております。私自身も、厚生労働委員会と経済産業委員会がこの後同時進行していく、この消費者特と合わせて三つが同時進行していくということになります。この消費者特に理事としていないといけませんので、ほかの二つの委員会には行けないということになつてしまふわけでありまして、この水曜日、常任委員会の定例日に行われるということもまた例外である、これもまた、熊本地震の被災者の皆様方に対する対策が最優先である、こういうことの中で理事会であつて決めさせていただいたということも冒頭申し上げておきたいと思ひます。

それで、なかなかこの委員会が開けなかったということ、そして例外的な運営をしなければならなかったということの最大の理由の一つは、河野大臣が消費者担当大臣であるのと同時に防災担当大臣であるということなんです。河野大臣は、そのほか、国家公安委員長や行革担当、国家公務員制度担当、規制改革担当、こういうことで、合わせて六つの担当大臣を兼務しておられるというわけでありまして。

防災、災害というのは、何もなければもちろん何もなくて、それにこしたことはないんですけども、しかし、危機管理ということでは、いつ何が起つてもいいように備えておくというのがやはり危機管理であつたり防災、災害対策であるということでは、防災担当大臣が余りにも多くの担当を兼務するということが危機管理上不適切な状況ではないかというふうに思うわけでありまして。災害が発生すれば、ほかのことはさっておき、まず災害対策に専念しなければならぬお立場になるわけでありまして、その場合に、例えば、この消費者特のように、速やかに審議しなければならぬ法案等が国会にかかつていても、それに速やかに対応できないということになることが今回実証されてしまったわけでありまして。

河野大臣、御自身が六つも担当を兼務しておられるということは適切なものであると御自身は思つておられるのかどうか、ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 きょうの委員会ですと、委員長、理事あるいは委員の皆様には御配慮をいただいたこと、改めて感謝を申し上げます。今の御質問でございますが、全く問題ないと思つております。

○中根(康)委員 それは、大臣、もう少し違う答弁を想定していただんですけども、全く問題がないとすると、そもそももう問題が生じているんですよ。この消費者問題特別委員会が本来開かれるのは先週だったり先々週だったりしたのが、河野

大臣が防災担当でそちらに専念する、あるいは、我々もそのことに對して専念していただきたい、最優先していただきたいということでここに至ったわけで、全く問題がないとは言えないと思うんです。全く問題がないことだと、非常に納得できない御答弁ということであります。

防災担当大臣はなるべく、いざというときに備えて兼務を最小限にしておき、もしくは兼務をしないのでそこに専念する立場にないければならぬのではないかと、いふように思いますけれども、全く問題がないことは、本當にそういうふうな思っているんでしようか。改めて伺います。

○河野国務大臣 国会の配慮につきましては感謝を申し上げます。国会の運営につきましては、国会でお決めのことでございますから、私が何かコメントすることは控えたいと思いますが、少なくとも行政府の中につきましては何の問題も生じておりません。

○中根(康)委員 たまたま何も問題が生じていないということは百歩譲って事実だと認めたとしても、しかし、今ここに、きょう消費者問題特別委員会に在席をしていなければならぬということ自体が、場合によっては、一分一秒を争う災害対策に對して影響を及ぼしているかもしれないじゃないですか。

今、それこそ車の中で寝泊まりしなければならぬ、そこでエコノミー症候群というもので最悪の場合お亡くなりになってしまうような方が多発をしているという状況の中で、何か政府としてやれることはないかと、あるいは自治体や自衛隊とかに支援を求めることはないかということをお考えになれないわけですね、ここにいたら。

全く問題がないというふうな御答弁されると、議論がここから前に進めなくなってしまうわけでありすけれども、本當に問題がないのかどうか、全く問題がないのかどうか、やはりこれはまた事後的に検証させてもらわなければいけないという

ふうに思います。

例えば国家公安委員長と兼務をしていることだつて、どこかで、今暴力団の抗争が大変心配な状況だとも言われておりまして、何か事件があったら、そちらにかかわっていかねければならないということになったりすることもあるわけであります。熊本に對する対策、あるいはそういう国家公安委員長としての仕事、そして消費者問題担当大臣としてこういう重要な法案の審議にかかわっていくということ、全く問題ないというのはいや納得できないということをお願いしておかなければならないと思います。

それと、もう一つこの問題に關して申し上げると、現地の対策本部長という方がいらつしやうと思つてますが、今、この方はどなたになりますか。

○河野国務大臣 酒井大臣政務官が、きょう現在、現地対策本部長でございます。

○中根(康)委員 酒井政務官もこの消費者問題特別委員会の担当の政務官だったんですね。そのことにおいても、兼務をしておられるということがやはり何らかの支障を与えていると言わなければならないと思います。

今は酒井さんなんですけれども、当初はどなたが現地の対策本部長だったんですか。

○河野国務大臣 松本副大臣です。

○中根(康)委員 松本副大臣だったんですね、きょうもお越しただいておりますが、

松本副大臣から早々に酒井政務官に現地対策本部長が交代したというのはなぜですか。

○河野国務大臣 当初、一週間ぐらいの予定で行つてもらつておりました。総理の視察がなかなか、余震もあり、行くことができなかったものから、総理から、現地の状況を、報告を受けたというお話がありましたので、それを機会に、時期も適当でございましたので、副大臣から政務官に交代をいたしました。

○中根(康)委員 当初、一週間の予定だった。大臣はお時間がもうないようですので内閣委員会の方に行かれて結構なんですけれども、当初一週間

の予定だったということを辞令か何かで、当初から一週間の予定だったということが明らかになるようなものはありませんか。

○河野国務大臣 私が口頭で指示いたしました。

○中根(康)委員 そういふものは、現地対策本部長というのは大体口頭で辞令を発令するものなんですか。

○河野国務大臣 前日の夜九時半過ぎだったと思いますが、大きな地震が起きたので、副大臣には直ちに現地に入つてもらつて、そういう指示をして、用意をいただいたところでございます。

○中根(康)委員 これは、報道以上に、もう既に松本副大臣御自身からも一連の経緯についてお話もあるわけでありすけれども、必ずしも当初から一週間で、その後、酒井政務官にかかわるというものではなかったはずでありまして、ここでは詳しく申し上げる時間はありませんけれども、いろいろと松本副大臣の言動に不適切なものがあつて、事実上の更迭ではないか、こういうことも言われているわけでありまして、この議論はこまめにさせていたいただきたいと思つてます。

そのほか、大臣に直接お問い合わせしたいことがあつたんですけれども、時間の都合上、ここまですべてさせていただきます。

消費者契約法について質問をしてまいりたいと思つてます。

消費者契約法の四條の四項、過量取り消し権のところであります。

この四條四項が「消費者は」というところで始まつておりますけれども、これまで民進党としても消費者庁から説明をいただいております中で、今回の改正案は、高齢者などが合理的な判断をすることができないことによる被害を防ぐため改正が必要だという説明を受けているんですね。きょう

も、大臣の提案理由の説明の中に、「近年、高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化等により、ひとり暮らしの高齢者に対し、過量な商品等を店舗で購入させる事案など、高齢者の消費者被害が増加しております。」ということが改正の理

由だということが明記をされているわけでありすが、この提案理由の説明をそのまま受けとめれば、「消費者は」とで始まるというよりも、むしろ、合理的な判断をすることができない事情にある消費者はというように、わかりやすく限定明記したような書き方、書きぶりにしてもよかつたのではないかと、いふふうにも思つております。

「消費者は」としたことで、今回の改正は、ひとり暮らしの認知症の高齢者だけではなく、家族と暮らし、健康な若者等も取り消し権を認められるという解釈でよいのかどうか、お尋ねをしたいと思つてます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの消費者契約法第四條四項は、事業者が消費者に合理的な判断をすることができない事情があることを利用して契約を締結させた場合、消費者が契約を取り消すことができるようにするものでございます。

消費者契約一般を適用対象とします消費者契約法におきましては、消費生活相談の現場でも消費者契約法が十分活用されるようにすることともに、事業者の予測可能性を確保するため、できる限り客観的な要件をもつて適用範囲を明確に規定する必要がありますと考えた次第でございます。

また、消費者委員会の消費者契約法専門調査会におきまして、要件が不明確であれば取引実務の混乱を招きかねない等の指摘がございまして、規定を設けるにしまして、できる限り客観的な要件をもつて明確に定める必要があるとされ、報告書におきまして、過量な内容の消費者契約を対象とした取り消し権を設けることが適当とされたと承知しております。

以上を踏まえまして、消費者に合理的な判断をすることができない事情があることを客観的にあらわすために、過量な内容の消費者契約、すなわち物品その他の消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとつての通常の分量等を著しく超えるものであることを要件としたわけでございます。第四條第四項の冒頭の「消費者」につ

きましては、合理的な判断をすることができない事情にある消費者はとの規定ぶりにはしておりません。今申しました要件に適合すれば、取り消しができるということでございます。

○中根(康)委員 改めて確認なんです、これは、年齢とか性別とか、あるいは障害の有無とか病気の有無とか、そういうことにかかわりなく、全ての消費者が過量販売の取り消し権を持つということでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。

○中根(康)委員 次に、第四条の四項で、過量であるというを示すものとして「通常の分量等を著しく超えるもの」とあるわけでありまして、では、通常の分量等であるかどうかの判断基準、判断要素は何かということですが、これは括弧の中に、消費者契約の目的となるものの内容、取引条件、消費者の生活の状況、消費者の認識が挙げられているわけでありまして。

この中で、消費者問題というのはやはり極めて個別具体的な、日常生活に日々展開されることでございますので、あえて具体例をお示しするわけなんです、例えば、ちよつと前になります、お花見のシーズンということになれば、近くの酒屋さんあるいはコンビニとかでビールとかを一度に大量に購入するというようなこともあるわけでありまして。

こういうケースのような場合に、消費者の通常の生活の状況に照らせば通常の分量を超えるということになりますけれども、お花見のような、日常生活の中には当然年中行事として入ってくるけれども、ある意味特別な事情があつてたくさん購入するということも想定されるわけでありまして。

こうしたケースは過量契約の取り消し権が行使されるということになるのかどうかということなんです、もしそういうことが過量契約の取り消し権の行使の対象になるとすると、これはコンビニのレジの方も酒屋さんの店主の方もお仕事上大

変混乱してしまうということになりかねないわけでありまして。

つまり、消費者の生活の状況という文言は、消費者の日常生活を指すのみならず、お祭りのような特別な事情のある場合にはその特別な事情をも加味した生活の状況というように解釈をするということでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。

消費者の生活の状況には、消費者の世帯構成人数、職業、交友関係等の日常的な生活の状況のほか、たまたま友人が家に遊びに来る等の一時的な生活の状況も含まれると考えております。したがって、お祭りのような特別な事情も消費者の生活の状況に含まれると考えております。

○中根(康)委員 引き続き、お花見のようなことをちよつと例に挙げて質問していきたいと思ひます。

お花見に行きたい、行こうと思って、通りがかりのコンビニでお酒やビール、あるいはおつまみやお弁当をたくさん買うというようなケースの場合に、例えば、店内に、お花見には何々ビールが最高だ、お花見にはこのビールがうまい、こういうポップとかポスター等が掲示をされてあつて、それを見てなるほどと思つて消費者がそのビールなどをたくさん購入した場合に、もし、こういうポスター等を見てそのビールを選んだということになるとすると、それは勧誘に当たるといふことなのかどうかということでございますが、いかがでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

コンビニのように、消費者がみずから大量のビールを持つてレジに来るといふような場合は、そもそも勧誘とは消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方というものであります。お尋ねのような消費者がみずから商品を選び、持参した事例では、事業者から何の働きかけもなされておらず、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与えるような勧誘はなされていないとい

うことでございます。したがって、御指摘の事例では取り消しは認められないということでございます。

○中根(康)委員 通常という言葉も、先ほど御紹介申し上げましたように、通常という言葉があつたり、通常とは何か、あるいは過量となる分量、回数、期間とはどんなものか、こういうことがやはり実際のビジネス上大変問題になってくると思ふんですね。

いずれにいたしましても、こういう取引の現場において、実務において、消費者にもあるいは事業者にも不利益や混乱が生じないように、丁寧な解説や周知がこの法改正後、成立した後は当然必要になってくると思ひますけれども、消費者庁としてはどのような取り組みをしていかれるお考えでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘をいただきましたように、改正法の内容につきましましては、成立の晩には、しっかりと逐条解説等において丁寧に解説をしていくことが重要と考えております。

同時に、消費者、事業者、消費者行政担当者向けの説明会を積極的に開催することや、全国各地の消費生活センターで相談業務を担う消費生活相談員向けの研修も開催することによって、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

○中根(康)委員 消費者契約法について幾つかお尋ねをしてきたわけなんですけれども、消費者契約法の改正案においても、あるいは特商法の改正案においても、いずれも出てくる文言が過量ということでありまして、今、逐条解説的に消費者や事業者にも丁寧に説明をしていくお取り組みを予定だという御答弁をいただいたわけなんです、もう一点だけちよつとお聞きをしたいと思ひます。

消費者契約法にある過量という言葉と特商法にある過量という言葉には、その判断基準には違いがあるのかどうか、こういうことであります。特商法では訪問販売と電話勧誘販売の過量契約が取

り消せるようになって、消費者契約法でも過量販売を取り消せるということになっておりまして、消費者契約法では過量であることを事業者が知つて勧誘したという要件が加わる、こういうことでもあります。

この二点の質問なんですけれども、消費者契約法と特商法の過量という言葉に違いがあるのかどうかということ、もう一点聞きたいのは、消費者契約法では過量であることを事業者が知つて勧誘したという要件が加わる、これは特商法との違いは何かということについて、この二点について重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

特定商取引法の過量販売解除は不意打ち性のある訪問販売及び電話勧誘販売を対象としており、過量とは、契約の目的となるものの分量等が日常生活において通常必要とされる分量等を著しく超えることとされております。これは、商品等の性質、機能や消費者の世帯構成人数等の個別の事情に鑑み、個別の消費者にとつて社会通念上必要とされる通常量を著しく超えた取引が行われている場合を規定したものでございます。

これに対しまして、消費者契約法は、取引類型や商品、サービスのいかんにかかわらず、消費者契約全般に適用される法律であるため、より具体的にかつ明確な規律としております。こういう観点から、過量とは、契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとつての通常の分量等を著しく超えることとした上で、その判断に当たつて考慮する要素を具体的に列挙しているという書き方になっております。

二つの法律における過量の要件については、それぞれの法律の趣旨に従つて解釈されるものと考えられます。文言が異なるため、厳密には過量の概念も異なると考えられますが、ただし、結果的に過量性が認められる範囲には大差がないといふふうに考えている次第でございます。

同時に、消費者契約法の場合、過量であること

すが、これは、消費者契約法は消費者契約一般、

全てにかかわってくるというものでございますので、その際には、その内容、行為の悪質性というものを要件にするということが消費者委員会からの答申でも受けておりまして、それをもってこういう形に規定しているということでございます。

○中根(康)委員 特商法では知っているということとが要件になっていないのはなぜかということについて、もう一回お尋ねしたいと思います。

○井内政府参考人 特商法の場合には、訪問販売、電話勧誘販売につきましては、不意打ち性というものがござります。それで、取引類型がその形でやはり消費者にとつて問題となることが起こる、そういう観点から、既に規定の内容としては今のようになっているということでござります。

特商法の方では不意打ち性、消費者契約法の方では知らなからという悪質性というものを入れている、その違いがあるということでござります。

○中根(康)委員 特商法では不意打ち性が悪質な場合は取り消しの対象になる、消費者契約法では知つていて必要以上に売りつけた場合は取り消しの対象になる、自分の言葉で言うかそういうことになるのかということで、よろしかったでしょうか。はい。

第十條についてお尋ねしたいと思ひますけれども、無効な契約条項の例示として、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申し込みまたはその承諾の意思表示をしたものとみなす条項を追加しておりますが、この条項が必要となつた立法事実を教えてくださいと思ひます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

法第十條の前段が規定している内容は、消費者契約の条項が任意規定、これは、法令の規定で、当事者が当該法令の内容と異なる意思表示をすれば排除することができるものということでございますが、それに比べて、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する場合をいうもので

ございます。

ここで言う任意規定につきましては、建物賃貸借契約における更新料条項の有効性が争われた事例で、最高裁は、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる」と判示しました。しかし、現行の法第十條の文言では、それが必ずしも明らかでございせん。そのため、一般的な法理等と比べて、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する条項を法第十條前段に例示することによりまして、最高裁判例の趣旨を明らかにする必要がありますと考えられます。

そのような条項のうち、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申し込みまたはその承諾の意思表示をしたものとみなす条項による被害の実例が見られましたことから、これを例示することとしたものでござります。

○中根(康)委員 消費者が何もしなかった場合に契約の申し込みをしたとみなす条項は消費者の利益を一方的に害する条項の例となる、こういうこととありますが、この第十條の新たな消費者契約、例えば、ある雑誌とかの定期購読の場合なんですけれども、連絡がない限り、この定期購読は有効に継続し、毎月お届けします、こういうケースはこの例示に該当するかどうかということ。

これは、今までもいろいろな、部門会議とか民進党の会議で、ウオーターサーバー等は該当すると。ウオーターサーバーをまずお試しに置いた場合に、何も連絡をしない場合はそのまま契約されたものとみなすというふうなことがこれに該当する、このウオーターサーバーと雑誌の定期購読とはどう違うかということはいかがでしょうか。

○井内政府参考人 例につきましては、例えば、ウオーターサーバーを購入した際に、その条項の中に、健康食品を今後送るといふことで、その場合、断るの意思表示がないとその後ずっと送られてくるというふうな場合であれば、これは、前段とともに後段の信義則と両方が当てはまった場合に無効となるということで、そういう場合には

無効になる。

あと、定期購読の件でござりますけれども、前段に当たるような定期購読というのは、定期購読契約に一定の期間が定められており、当該期間が終了しても消費者から連絡がない限り契約が更新されるという条項である場合には、当該条項が第十條前段の例示には該当すると考えられます。

ところが、通例のビジネスとして消費者にとつても便利であるようなこのような条項については、後段の信義則には当てはまらないと考えられるのが通例でありますので、その場合には無効にならないということでございます。

○中根(康)委員 つまりは、雑誌の定期購読等は、現在消費者が享受している利便性が維持される、こういうことで、これは通常のビジネス上否定されるものではない、むしろ、消費者の利便性からいって、肯定的な位置づけになる。連絡がない限り毎月お届けしますというふうな形態は、健全な事業者であれば消費者の利便性に寄与するというふうなものになるわけで、この第十條は、あくまでも消費者が予期しない悪質なものを想定して無効とするのであつて、通常ビジネスで利用されているサービスを想定したものではないということに解釈してもいいということですね。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この第十條は前段と後段がござります。その両方が満たされたときに無効になるといふものでござります。

○中根(康)委員 これは最後の質問になると思ひますけれども、特商法の方でござります。附則第六條に施行後五年後の見直しという規定がなされておりますけれども、現状の社会情勢の変化のスピード感からいって、五年先はどんな新しい商法が生じているか全く見通せないような、科学技術の進展の度合いとか、あるいはさまざまな売買形態の変化ということもあるし、あるいは高齢社会もさらに進展というか助長されていく、こういう状況の中で、五年先の見直しということであつてはちょっと時代についていけない状況

況が生じてしまうのではないかと、せいぜい三年後ぐらいの見直しにすべきではなかったかというふうにも思ひます。

五年の見直しは長過ぎるような気がしますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

改正法附則第六條でござります。これは施行後五年を経過した場合における施行の状況についての検討を求める規定でござります。

ただ、これは五年を経過しないといふゆる見直しを行うことができないという旨の規定ではございせんので、改正法の施行状況、あるいは消費者のトラブルの状況、あるいは先生御指摘のような経済社会の変化等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、見直しを行う必要が生じた場合には適切な対応を行っていくという前提の規定でござりますので、御理解いただければ幸ひでございます。

○中根(康)委員 まだ一分ほど時間がありますので、当初大臣にお尋ねしたいと思つていたものを松本副大臣がお答えいただければと思つて質問するわけなんです。奨学金の話なんです。

時間がありませんので余り長々とは申しませんが、奨学金は滞納するとブラックリストに載せられてしまつて、これが若者にとって大きな負担が長続きしてしまふ。クレジットカードもつかれない。返したとしても、五年間はブラックリストに載り続けるわけなんです。

この状況は余りにも若者にとって過酷じゃないかというふうにも思ふんですが、最低でもブラックリストに載るといふことはやめてもらえないかというふうにも思ふんですけれども、この点いかがでしょうか。

○松本副大臣 日本学生支援機構において貸与された奨学金の延滞者のうち一定の基準を満たす者については、延滞者への各種ローン等の過剰貸し付けを抑制し、多重債務への移行を防止するため、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に提供しているという状況は承知をしているところであります。

す。

日本学生支援機構では、あわせて、さまざまな事情により奨学金の返還が困難な者に対しては、毎月返還額の減額や返済期限を猶予するなどの救済制度を設けております。奨学金借入者の多重債務化への移行を防止するという観点から、奨学金返還困難者に対する救済制度について、より一層の周知が図られるということが重要だ、こう考えております。

また、学生の経済的負担の軽減については、給付型奨学金などについても所管省庁で検討が行われているということですが、さらによい制度となることを期待しております。奨学金の猶予ということとを設けておるところでありまして、今後の十分な検討課題ということだと考えております。

○中根(康)委員 質問したことは、ブラックリストに載せないようにすることだけでもできないかということとを河野大臣から関係機関に働きかけていただきたい、こういうことを申し上げたかったんですが、まあ改めて、これは改めます。

時間が参りましたので、終わります。

○江崎委員長 次に、水戸将史君。

○水戸委員 民進党の水戸将史でございます。

きょうはたつぷり民進党に時間を割り振っていただきましてありがとうございます、二番目としてお話をさせていただきます。

今回の法改正の案は、やはり高齢者に一定の配慮をしているということが散見されるわけでありますが、まずまず我が国日本は高齢化、高齢社会です。平成二十七年の高齢社会白書によりますと、六十五歳以上の高齢者人口は三千三百万人を数えまして、総人口に占める割合も、はや二六%、過去最高になっております。人口問題研究所の推計によりまして、今後とも高齢者人口は二〇二〇年までは急速に増加をいたしまして、その後はおおむね安定的に推移するとされております。総人口の減少傾向が進展する中、高齢化率は上昇を続け、二〇二〇年には全体の二七・八%に

達するであろうことが予測されております。

これは誰しもがわかっている話でありますけれども、そこで、まず第一の質問では、こうしたい

わゆるいろいろな推計値も含めて、高齢化の進展に伴って、昼夜自宅にいたことが多しと思われる高齢者が、訪問販売や電話勧誘販売を受ける機会が比較的多くなると思えますけれども、この現状分析、これをどう捉えていらっしゃるのか。そして、今回の法改正はこれに対してどのような対応をされるのか。簡潔にいいです、まず冒頭です

から。
○川口政府参考人 私から、前半部分の現状についての御報告いたします。
六十五歳以上の高齢者の方についての消費生活相談件数でございますが、先生御指摘のような高齢者人口伸び率を大きく上回った伸びとなっております。私どもが把握しているだけで、二十六年

年度、相談件数は二十七万件ということでございます。
被害の背景には、御指摘のような社会的孤立、判断力の低下なども潜んでいるということとございまして、高齢者の判断力の低下等に乘じまして大量に商品を購入させるといった過量販売の被害事案も発生しているということでございます。

現状については以上でございます。
○松本副大臣 消費者被害の未然防止のための措置と事後的な救済の措置の両方が重要だ、こう考

えておりまして、具体的には、未然防止の措置として、業務停止命令を命ぜられた法人の役員等に対する業務禁止命令制度の創設、違反行為に対する刑事罰の抜本的強化といった措置を考えております。そしてまた、事後的な救済の措置として、消費者契約法の一部を改正する法律案において、過量な内容の消費者契約の取り消しの措置を講じているところであります。

未然に防ぐということと事後の措置を徹底する、この両方を組み合わせて、高齢化の進展や悪質事業者の手の巧妙化といった課題に対応をする、こういう考え方であります。

○水戸委員 総論的に、未然の防止と事後のいわゆる救済措置、これを今回の法改正に盛り込んでいるということは了解いたしました。

そして、その中でも、やはり認知症を抱える高齢者、これもどうしても多くなるだろうという話でありまして、二〇一五年で六十五歳以上の約一割を占めていますね、今、さらにその割合は上昇していくと思われまして。

いわゆる認知症、判断力に非常に問題があるとされる高齢者はますますふえるということが、深刻な状況をこれから呈してくるわけでありまして、こういうことに関しても、今回の法改正はどのような形で対応されるのか。これも総論的に、簡潔にお答えください。

○川口政府参考人 法改正における対応という意味では先ほど副大臣から御答弁したとおりでございますけれども、この法案は、いわば消費生活センターなどに本人ないし周りの方が相談をするという仕組みと相まって機能するものというふうに考えておりまして、見守りネットワークの仕組みですとか、消費生活相談員のしつかり研修をするとか、そういう制度と相まって、先ほどの特定商取引法の改正あるいは消費者契約法の改正というのを盛り込んでいくところでございます。

○水戸委員 総論的に、今、二問質問をいたしました。これはまた後から、改めて、このことをまず認識を私たちもしながら、法改正をどのような形でしているかに関して問いただしていきたいと思っております。

ちよつと話題をかえます。

電力の自由化、これが四月からスタートいたしました。電力の小売会社、新電力というんですか、料金の安さとか独自のサービスを展開しているようでありまして、現時点におきまして、こうした電力の自由化、四月以前もいろいろな形で業者が販売攻勢をしかけているわけでありまして、けれども、契約先が変更になった、要するに、顧客の方として、新しい電気会社、新電力を選ぶというようなことも当然今までの中であったと思われ

ますけれども、現状どのような形で変更がされているか、それをお答えしてください。

○鈴木副大臣 現在、契約先の切りかえ、スイッチングであります。その申込件数は既に六十八万件以上、四月十五日時点でありまして、となっております。

この申込件数は、一般家庭、商店などの一般自由化された需要家、約六千二百六十万件でございますが、そのうちの約一・一%に相当するものでございます。

なお、三月の時点でございまして、消費者の約八割が契約先の切りかえを検討する意向を示しておりますので、今後、契約先の切りかえがさらに進むものと考えております。

○水戸委員 これは欧米にも見られる傾向でありますから、また新しい商品を、安いもの、よりサービスのいいものを選択していくというのは、これは消費者の選択の基準になりますから、この件数がふえてくるということは当然予測されるんですけれども、こういうような形で、消費者がその選択、いわゆる選択肢がふえればふえるほど、やはり同時に並行的に消費者問題というのは出てくるものであります。これは開始以前からいろいろと取り沙汰されておりますけれども、実際に被害も出ていますと聞いていますが、具体的にどんなような被害が出ていますでしょうか。

○川口政府参考人 電力小売自由化に関連いたします消費生活相談でございますが、二〇一四年四月から、関連するという意味では千二百五件の相談が寄せられております。これは消費生活センター等でございます。

件数の推移を見ますと、事業者の営業活動が本格化した本年一月以降急増をしております。一月から三月では、私どもが承知している限り、八百十件ということでございます。

内容でございますが、消費者に対する説明が不十分な営業行為と見られる相談がございまして、それから、電力自由化に便乗して、電力そのものではなくて、他の商品 サービスの営業を行う

というものについての相談も寄せられておりまして、被害が疑われるところまでのものはほとんどないわけでございますけれども、例えば、電力自由化になるので売電価格は下がらないといった虚偽の説明をして太陽光発電システムの契約をさせたとか、電力自由化で間違いのないと言われて購入した株が暴落したとか、そういうようなものが具体的な被害がうかがわれるものでございます。

○水戸委員 これからますますそういう苦情とか相談件数がふえてくると思いますから、しっかりと監視機能を高めていって、電力の自由化に余り支障のないようなことをやはり行政としても取り仕切っていくべきことを期待します。

当然、こういうことが進めば、やはり訪問勧誘とか電話勧誘が、この電力の自由化に関して、また新たな商機となるといえるか障害となりまして、不意打ち的に勧誘による消費者被害がふえる可能性があるとこれも十二分に考えられますけれども、こうした悪質な勧誘にしまして、今回の法改正はどのような形で被害を防止しようとすることになるんですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法改正につきましては、罰則の強化等も図っておりますし、あと、行政処分をしやすいうような改正もしております。法執行の面でしっかりと対応するというと同時に、先ほども御答弁がありましたように、この法改正だけではなくて、見守りネットワークを使ったり、そういうようなことと相まってしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○水戸委員 今の御答弁、非常に不十分であります。もちろん、悪質な勧誘に関しては、今回の法改正ではなかなか措置できないということはいくわりました。

電力自由化に伴っての監視体制ですけれども、今、電力取引監視等委員会が設置されていますよね。しかし、引き続き来年四月には、電力のみならずガスも、都市ガスの販売も自由化される予定

であります。エネルギー分野に関して、エネルギー分野の専門的なこうしたことを取り扱うことに、やはり消費者の苦情というのはいろいろな形で寄せられてくる可能性がありますから、それに対応する紛争解決の機関の設置も、これから専門的に、特にこうしたエネルギーの消費というものの関する自由化が進めば進むほどということ、こういうものの必要性はどういう形で認識されていますでしょうか。

○松本副大臣 これから電力を初め小売の全面自由化ということが行われるわけですが、一番大切なことは、消費者の皆さんがおのの自分のニーズに合った電気事業者なりガス事業者なりということの選択ができる、料金メニューを選択できる、あるいはサービスを選択できるための十分な状況が提供されるということだ、こう考えております。

このため、電力の場合、電源構成等の必要な情報が消費者にわかりやすい開示方法で提供されるように、これまでも経済産業省に対して働きかけを行ってきたところであります。

消費者には、消費者の選択が社会を変えるんだということもよく御認識をいただければ大変ありがたい、こう考えているところであります。

消費者庁におきましては、情報開示が進んで消費者が応援したい事業者を選択できるように、引き続き経済産業省に強くお願いをしていく、今そういう状況にあります。

○水戸委員 言っている意味が違ってますけれども。ちよつと済みませんが、そこには書いてないから電力の自由化、ガスの自由化が進んでくるんだからこそ、消費者問題も同時並行的にあえてくる可能性がある、その危険性があるからこそ、やはり、エネルギー分野を専門的なものとして、いわゆる紛争解決とか消費者の苦情に対応するような機関を消費者庁としても設ける必要があるんじゃないかと言っているんです。どうですか。

○川口政府参考人 御指摘の電力小売全面自由化

ということについては、消費者への影響も大きいということもございます。消費者にもいろいろな問題が発生し得るということでございます。現時点では、全国七百八十余りある消費生活センターでしっかりと相談を受けられるようにということ、まず消費者には、一八八、「いや」という番号を宣伝いたしまして、消費生活センターでしっかりと相談をするということ、それを国民生活センターが集約いたしまして、私どもにも情報をもたせまして、それをさらに注意喚起していくことをやっております。

さらに、国民生活センターの方では、経産省の電力取引監視等委員会と連携協定を締結いたしまして、しっかりと連携をしまして、電力小売全面自由化に向けたトラブル防止体制をつくっていく、そういうことが現状でございます。

○水戸委員 現状を聞いてるんじゃないんですよ。これから、今後どうするんだという話をしてるんです。もうちよつとそれは検討してください。答弁になっていませんよ。

さつき副大臣も言ったように、電源構成開示、要するに、どんな発電所から電気を仕入れているかを消費者に知らせるといって、いわゆる電源構成の開示ですよ。購入する立場の消費者として、例えば、原発から出ているのか風力から出ているのか、そういうもののどこの電気を我々自身が使っているのかということを知らせるといって、そうした開示ですよ。

現状、どの程度新電力が実施しているのか、これに対して経産省のスタンスはどういうスタンスですか。

○松尾政府参考人 お答え申し上げます。

今先生お話しございました電源構成の開示、これにつきましては、私どももいたしまして、電気の消費者の選択の機会の拡大、これを実現していく上で非常に重要であるというふうに考えております。他方で、規制は極力廃止しまして、事業者の自由な創意工夫に委ねることで活発な競争を促すということもこのシステム改革の趣旨でございます。

ます。

そういった中、そもそも電気と申しますのは、御案内のとおり、商品の性質としまして、発電所で発電された電気は送電網でまわってまいりますので、需要家の方からいたしますと、どの発電所から発電された電気かということがその品質には影響してこない。こういう中で、どの程度の厳しい要請をしていくかということが議論かと思っております。

こういった中で、私ども、審議会での御議論を経まして一月に指針を設けて、この中で、電源構成の表示を望ましい行為と位置づけまして、表示の仕方のルールを定めますとともに、事業者の自主的な取り組みを促す努力義務をかけたところでございます。

この後、事業者向けの説明会を開催しまして内容の周知を行いますとともに、現在、今まさにお話しございました開示状況の調査を行っているところでございます。開示が進みますよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○水戸委員 また後から聞きます。

消費者の立場として、きょう、消費者庁に答えてもらいたいのだけれども、結局、どのような方法で発電された電気を販売して、それを購入していくかという情報は、やはり、消費者が電力会社を、購入先を選ぶに当たって重要なファクターだと私は思うんです。自分はこれに貢献している、例えば風力や太陽光等々、こうした自然界のエネルギーを自分は使っているんだ。消費者の立場に立てば、その方がいい。原発はだめだから原発からは要らないよというふうな、そういう人もいるかもしれない。

そういうことでございますから、消費者の立場、目線に立つていくならば、やはりそういう内訳を知るのは消費者の権利だと思えます。これは権利じゃないですか、どうですか、大臣。

○川口政府参考人 一般的に、消費者が事業者から十分な情報をいただいて、それを選択すること

ができるということは、消費者基本法等で消費者の権利というふうにされているところでございます。

○水戸委員　そういうふうな認識だから、これでは消費者庁もだめですね。

結局、経産省も電力をこういう形で自由化して、売る側の立場は、それはそれでいいんだけど、やはり、これを受ける側とか、それを購入する立場からもこれはやっていく必要がある。

欧米はもう義務化しているんですよ。別に欧米のことが全体的には言いませんけれども、やはり消費者の選択のための情報の提供は、もちろんこれは、経産省マターからいっても、地域の再生可能エネルギーを選択することにつながっていきましますし、地方創生に基づく雇用の創出とか地域経済に寄与するのではないかというふうに十二分に

思われるわけでありますから、やはり、事業者によつて表示の内容や条件が異なることのないように、表示のルール化、先ほど若干触れましたけれども、または事業者間でも比較できるような、そういうした形で、全ての電力小売事業者に表示を義務づけるということをこれから検討課題として十二分に、これはヨーロッパのことを参考にしながらやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○川口政府参考人　消費者の方からしますと、もつと環境に優しい発電を応援したいという場合には、再生可能エネルギーで発電した電気に力を入れていける会社と契約をする、また、地元の地域創生を応援したいという場合は、地元で発電された電気を供給しているという会社と契約をする、そういう消費者が応援したい事業者を選択するということができれば、それは、事業者を選ぶことを通じて消費者が社会を変えることにもつながる、そういうのが消費者庁の認識でございますので、こうした選択ができれば、やさしい環境をつくっていくという方向で経産省にも働きかけをしてまいりたい、今までもしているところでございます。

すいようなことを、やはりそれを開示できるような環境が私は必要だと思うんですよ。

ぜひ、経産省もきょう来ていますから、そういうことを踏まえていただいて、双方で連携をとつて、やはり消費者の目線から取り組んでいただくことを強く要望したいと思っています。

話題をかえまして、PIO—NET情報について若干お伺いしたいと思います。

今回の法改正に当たりまして、PIONEER情報というものが、こういうデータに関しての信頼性がどうのこうのとということが議論されたと聞いております。

そもそも、PIONEERという情報がどれだけの存在意義があるのか、また、その活用実績につきまして、簡潔にお答えいただけませんか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

全国消費生活情報ネットワークシステム、通称 P I O — N E T でございますけれども、国民生活センターと消費生活センターとをオンラインネットワークで結んだシステムでありまして、蓄積された P I O — N E T 情報を地方公共団体における消費生活相談員が共有し、相談業務へ積極的に活用しているものでございます。

また P I O — N E T 情報は、消費者被害の把握に有効であることから、注意喚起や法執行等を担当する国の行政機関等において利用されるところにも、弁護士会や警察への法令照会にも活用されるなど、消費者行政において重要な役割を果たしております。

また、さらに、蓄積されたPIONET情報は、これを分析することにより、消費者庁その他の府省庁等において、法改正のために有益な資料として活用されているところでございます。

○水戸委員　今、有益とか有用とか、消費者にとつては非常にいい、消費者が寄せる情報としては非常に有益で有用であるという話を何度もされましたよね。

ですけれども、仄聞するところ、いろいろな寄せられた苦情件数の中に、今回の特定商取引法の適

用除外となるような商品や役務に対する苦情とか、勧誘には該当しない苦情が含まれているのではないか、また、苦情ではなく問い合わせも含まれているんじゃないかという形で、非常に疑いが、このPIO—NET情報のいわゆる信憑性が非常に揺らいでいるようなことも聞くんですけれども、この実態はどうでしょうか。

○松本副大臣 御指摘のPIO—NET情報でありますけれども、これは相談者からの申し出情報ではあります。専門性を有する相談員が事実関係を聴取、チェックした上でシステムに入力をしております。その後、それを地方公共団体職員が精査、決裁をした上で登録をされていることから、相応の信頼性を有するものだと考えられます。

また、同種の相談情報が多数登録された場合は、真実性がより高いものと考えております。十分に信頼性を有すると判断されることから、これまでも、登録された情報を法改正に役立ててきたところであります。

今後、PIO—NET情報を法改正に一層活用できるように、登録情報のさらなる精度向上を地方公共団体に依頼するとともに、情報を利用する際の精査やシステムの改良についてもしっかりと取り組んでまいりたい。

○水戸委員 法改正に非常に資するような形でFIO-NET情報を今までも活用されてきたという副大臣の御答弁がありましたよね。

しかし、今回の特定商取引法の改正に当たりましては、こういうことが事業者から出ております。どういふことを言われているかというところ、PIONETのデータが消費者苦情の傾向や問題性の高い特定の事業者の動静を知る上で参考資料として活用可能であるとしても、立法事実を検証する重要な局面においては、慎重な精査が行われていないままに使用されることについては適切ではないと考える。

報についてのそうした御批判がありますけれども、この事業者側の批判というのは当たっているんですか、当たっていないんですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

今回の特商法の改正におきまして、内閣府の消費者委員会の専門調査会で、事業者側の方からもそういう御指摘があったということは承知しております。

先ほども副大臣の方から御答弁がありましたよ

うに、各地の消費生活センターで専門の相談員の方が入力しているわけでございますけれども、その中に入っている相談の内容についてしっかりと分析をする、一つずつその内容を法改正のときには精査するという作業が必要であって、そのためには、今後も、どのような分析の仕方、あるいは、現場の相談員の方には負担になるかもしれないけれども、どのような形で入力していただくのがいいか、引き続き検討が必要ということでございます。

○水戸委員　もう一回聞きますよ。

さつき副大臣は、これは法改正に有用な情報源で、活用してきたと言っているんですよ。もう一回聞きますよ。でも、今回の法改正に当たりましては、事業者側から、こうしたデータの信頼性、情報の事実が立件事実にはたり得ないと明確に言われているんですよ。

今回の法改正に当たって、この情報というのは立法事実にたり得なかったんですか。

○川口政府参考人 PIONEETの情報は年間約九十万件ほどございます。十年で一千万件ぐらいになるわけでございますが、この情報は、消費者庁のみならず、各省の法改正においても立法事実の重要な根拠として使われることの多い重要な資料でございます。ですから、信頼性に足る情報であると私どもは考えております。今回提案している法改正についても活用しております。

ただ、データそのものは信頼性に足りる情報でございますが、それをさらに精査して立法事実に煮詰めていって、どういう法改正をすべきかとい

うところまでの根拠にはなるわけですが、その精査の作業が十分できているかといったことについては、消費者委員会できらに検討すべきことは検討するというところで、今回の法改正には盛り込まれていないということでございます。

一般的には信頼性に足りるわけですが、それを前提に消費者庁なり消費者委員会での精査の作業が十分行われたというのが、今回、法改正ということで提案されているということでございます。

○水戸委員 時間がないのでこれはこのくらいにしますけれども、結局、そういういろいろな御批判があることは、それが当たっているか当たっていないかは、消費者庁の言い分もありますし、また事業者側の言い分もあると思うんですけれども、やはりそうしたすきを見せないような形で、しっかりとしたいいわゆる精査、いや、集めた情報は信頼性があるけれども精査の仕方はちょっと、それはもともと当局の失態じゃありませんか。しっかりとした分析とか追跡調査を精査しなきゃいけないというのは、これは消費者庁の仕事ですよ。そういうことをしながら、やはり、せっかくなことをやろうとしている法改正でありますから、これに法改正を結びつけることは当然でありますから、今回のことを踏まえて、それを大きな反省材料としていただいて、今後、前向きに取り組んでいただきたい。強く要請したいと思っております。

そういう中で、先ほど、若干、高齢者向けの傾向の話もいたしましたけれども、具体的な話をします。

特定商取引法の話の中で、ドゥー・ノット・ノック・ステッカー制度、ドント・ノック・ステッカー、こういう制度はもう各自自治体も取り入れている制度ですよ。この制度は、訪問販売お断りシールを住宅にべたべた張って、訪問販売を禁止する制度であります。もう既に各自自治体でも条例をつくって実施しているケースがあります。

しかし、現状において、ドアに張って、訪問販売お断りというもののシールの法的な効力はありません。事実上、こちら側、いわゆる住人側の拒絶の意思を示しているだけなんです。この現状をどういう形で把握されていますか。各自自治体のやっている取り組み状況と、消費者庁はそれをどう受けとめているのかということですね。簡潔に。

平成二十六年年度に消費者庁が調査を行っておりまして、条例において、訪問販売に関して勧誘を拒否する意思を表示した消費者に対する勧誘を禁止する規定を置いている都道府県は十九ございました。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

このうち、いわゆる訪問販売お断りステッカーを掲示する消費者宅を訪問して勧誘することが、条例上の規制対象となり得ると回答した都道府県は八ございました。このほか、市町村レベルでは、堺市等において、訪問販売お断りステッカーについて同様の扱いをしているというふうに承知しております。

いわゆる訪問販売お断りステッカーの効果につきましては、これらの自治体における利用者から、お断りステッカーを張ったことで勧誘が減った、勧誘を断りやすくなったという声や、特に変化がないという声、ステッカーを無視した勧誘を受けたという声等、いろいろな声が寄せられているものと承知しております。

一方、このような各自自治体における勧誘に関する条例上の取り組みによってどのよう問題解決が図られたのか等、定量的も含めて精緻に示した分析等は、現在のところ存在していないというふうに承知しております。

○水戸委員 地方公共団体、地方議会の話はまた後からしますが、これらの議論、ドゥー・ノット・ノック・ステッカー、いわゆる訪問販売お断りシールですね、こういう議論に対して、やはり消費者もいろいろな形で関心を持っているのは当然なんですよ。

いろいろな形でヒアリングをしているようで、

これは仄聞したところでありますが、事業者側からはヒアリングを行っているようだけれども、消費者団体や高齢者、社会福祉団体からは意見を聞く機会を持っていなかったというような事実経過があるんですが、それは事実でしょうか。もし事実だとしたら、なぜ事業者側からしかこうした意見聴取をしていないんですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

消費者庁が、事業者からアンケートというのを、今承知しておりますのは、短期間に聞いたということはあると承知しておりますけれども、正式に、消費者団体等も含めて、どのような状況かということについて聴取等をしたということはないというふうに記憶しております。

○水戸委員 だから、それはなぜですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどのお話は、内閣府の消費者委員会におけるヒアリングということでございます。それであれば、事業者からヒアリングを行ったということでございます。

○水戸委員 だから、消費者から行っていないから、結局、片方しか行っていないから、消費者から意見を聞く必要があったんじゃないかという話をしていくんです。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

内閣府の消費者委員会においては、委員の方々の中に消費者団体の出身の方というのが複数名入られているということで、その中で鋭意御意見を伺う機会があるということで、そのような形でヒアリングが内閣府の方で行われたと承知しております。

○水戸委員 意図的にしたとは私は言いませんが、内閣府の委員会の中にメンバーがいるからほかの消費者団体から聞く必要はないんじゃないのか、それはちょっと余りにも言い過ぎだと思っているんですよ。

やはり幅広く、事業者レベルから聞くのなら、当然、同時並行的に消費者レベルからも聞けばいいんですよ。そんなの、聞くことに別しては別に

そんなに時間がないわけじゃありませんから。やはり双方の方たちに、フラットな感覚で、今どうなっているのか、どういう形で訪問販売が行われているかに関しまして、それに対してどういう形で、事業者側もそうだし、これを受けとめる、いわゆる訪問を受ける側、消費者もどうなんだという状況は、やはりつぶさに把握をした方がいいですよ。きつこつこうした苦言を申し上げて、お話をしますけれども。

先ほど言ったように、条例では、お断りステッカーを張ってだめですよと言っているにもかかわらずそこを訪問してしまったり、そうした違反をしても、いわゆる勧告とか氏名公表のペナルティーがなく、効力が弱いというのは、もう皆さん御承知のとおり。

だから、これも、今後の議論の検討課題といったしましては、やはり何とかして法制化をして、行政処分などの対応に資することが急務の課題ではないのか、また今回の積み残しの課題ではないかと私は思っているんですが、これについてはどうでしょうか、大臣。

○松本副大臣 消費者委員会特定商取引法専門調査会というのがございまして、そこにおいて訪問販売にかかわる勧誘規制の見直しについて議論を行われたところではありますが、法改正による勧誘規制の強化及び現行法解釈の見直しの必要性について、それぞれの委員の間で共通認識がいまだ形成されるに至っていないということがあったために、いわゆる訪問販売お断りステッカー導入の適否というところまではいまだ十分に議論されるには至らなかった、こう聞いております。

しかし一方で、同委員会においては、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や勧誘受諾意思の確認の励行等の自主規制の強化、その他各種の取り組みを推進していく点については意見が一致したところがあります。まずはこれらの取り組みを進めていくことが重要だという認識であります。

引き続き、消費者委員会からの答申を十分踏まえて、消費者トラブルの状況等の現状を見ながら適切に対応を行っていくつもりでございます。

○水戸委員 急務の課題だと私は思っているわけでありまして、ぜひ、もちろん、委員の中には消費者側に立つ人、事業者に立つ人がいるから、意見なんかまとまりませんよ。やはりこれは、大局的な判断は、行政がするんだから政治的な判断が必要だと思えますから、ぜひ副大臣、大臣にもしっかりと行って、政治的な判断をもつて、政治的な指導力を発揮して法制化することを強く求めていきたいと思います。

これと同時に、ドントコール制度というものがあります。これはもう諸外国でもかなり導入が進んでいますけれども、このドントコール制度というのは、電話による勧誘を受けない人に事前

に国の機関に登録してもらって、そして登録された電話番号への電話勧誘を禁止する制度ですね。これはドントコール制度。自分がそうした電話勧誘されたくないということを事前に国に届け出して、自分の自宅にはそういうコールがかかってくるような、いわゆる未然にこれを防止する制度なんです。

これは事業者側からすれば営業の侵害だという意見もあるんですけども、そもそも、勧誘を受けたくない人に勧誘をする自由なんかあるわけないと私は思っているんですよ。実際、諸外国で導入されている制度ですけれども、諸外国の実施状況について、どのような形で、今、消費者庁は把握されていますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆるドゥー・ノット・コール制度は、電話勧誘を拒絶する意思を登録した消費者に対して事業者からの電話勧誘を禁止するものでございますが、アメリカやイギリス、フランス等の欧米諸国や韓国、オーストラリア等において、こうした制度を採用していると承知しております。

国や地域によって事情が異なるため、一概に比較はできませんが、実施状況について消費者庁が

確認した範囲では、各国ともおおむね消費者からの登録数は増加傾向にあり、登録をしたことで勧誘が減少したと感じている消費者が相当数存在する一方で、発信者情報を偽る電話への技術的対応、あるいは登録された消費者リストに関する個人情報扱い等、さまざまな課題が存在しているものというふうに承知しております。

○水戸委員 いろいろな国々でこのドントコール制度というのは、隣国韓国でももちろん実施済みでありますけれども、行っているんですね。先進諸国の中で日本はちょっとおかれているのではないかと、これを諸外国からも言われているような気がします。やはり、勧誘を受けない人に対して勧誘をしない、これはもちろん消費者の権利でありますから、こういうことも含めて消費者はもともと追求めていくべきだと私は思っています。

そういう中において、先ほど言ったステッカー制度もそうですよね、訪問販売お断りシールもそうですよね、こうしたドントコールという制度につきましても、いろいろな形で検討したようなことを私はちょっと聞いてはいるんですけども、なぜ今回の法改正でこういうものについて全く触れられていないのかについて、どのような御感想でしょうか。

○松本副大臣 消費者委員会特定商取引法専門調査会において、電話勧誘販売にかかわる勧誘規制の見直しについて議論が行われましたが、法改正による勧誘規制の強化及び現行法解釈の見直しの必要性について、委員会でも共通認識が形成されるに至らなかった、そのために、ドゥー・ノット・コール制度の導入の適否まで十分に議論されるに至らなかったと承知をいたしております。

しかし一方で、同委員会において、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や自主規制の強化、その他各種の取り組みを推進していく点については意見が一致したと承知しております。まずはこれらの取り組みを進めていくことが重

要だ、こう認識をしております。引き続き、消費者委員会からの答申を十分踏まえながら、消費者トラブルの状況等を見ながら適切に対応を行っていく所存であります。

○水戸委員 大臣、来た早々申しわけありません。

今までの一連の議論の中におきましても、これからの様子を見ながら的確な、適切な対応をしていくということはそれでいいと思うんです。しかし、やはりこれはある程度形が見えなければ、思っただけでもなかなか難しい部分はありますから、先ほど言ったように、お断りシールは、効力は弱いけれども、条例対応で今一応自治体もやっていますよね。しかし、ドントコールみたいな制度は、やはり国が所管として、なかなか自治体だけでは対応できない、やはり国が主導的な形でやるべき事項ではないかと思っております。

また、この二つに関しまして、昨年の十月、十二月の地方議会からもいろいろな意見書が消費者庁に寄せられていると思うんですよ。こうした地方議会の、本当に現場、生で地域を歩いている議員の皆さんのそうした思いを集約した意見書に、速やかなる形でこうした制度の充実化を求めるといふようなことも今まさに寄せられているわけでもあります。

また、先ほど若干触れましたとおり、諸外国でも既に導入済みでありますからこそ、ドントコール制度さらにはお断りシール、ドント・ノック・ステッカー制度、こういうものに関しても、大臣、やはり大臣の政治的な手腕だと思ふんですよ。政治的な指導力を発揮して、先ほど言ったように、先ほどいっしょにやしませんでしたが、あえて申し上げますけれども、やはり委員会レベルでやって、事業者と消費者が相拮抗しまして、これはなかなかまとまりませんよ、こんなに委員会の中で議論をしても。

やはりこれは政治的な主導として、大臣や副大臣がやはりこれは必要性があるんだということで認めるならば、前向きに進めていくべき検討課題

だと思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 この件につきましては、消費者委員会がまだ引き続き御検討されるということでございますから、検討の様子はしっかりと見ていきたいと思いますが、その中で、今委員おっしゃったように、この中で意見の対立があつてまとまらないというときには、これは政治決断も必要になつてくるかなというふうに思っております。

○水戸委員 大臣、もう一回言うけれども、では、あなたはどの程度この必要性を感じているんですか。

○河野国務大臣 まず、消費者委員会の議論をしっかりと拝聴してまいりたいと思ひます。

○水戸委員 まだ自分の意思は固まつていないようですね。

それでは、最後に聞きますけれども、先ほど言った特定商取引法の話なんですけれども、また、さつき若干、中根委員からもお話がありました消費者契約法の改正も、先ほど、高齢者、認知症がこれからふえてくる、ますますふえてくるからこそ、それに対して未然の防止とか事後的な救済措置を、やはりこういう方々にも幅広く手を差し伸べていくための、こうした地方議会からもさまざまな形で、これは三月議会、つい昨年度、年度末の議会からもいろいろな話が上がつっているわけであります。

こうした地方議会の、地元を歩いて、生の声を肌感じていらつしやるそうした地方議員の人たちがまとめた意見書について、どういう形でこれからそれを受けとめて、そして、できれば前向きにこれに対してお応えしていくというつもりなのか、それについて、大臣、また答える方がいれば、これについてどういう取り組みをしていくのか、お話をさせていただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 さまざまな意見書を頂戴しておりますが、今回のこの法改正の後押しをしていただいているというふうに思っております。また、この法改正の中で盛り込まれていない部

分につきましては、今後の改正の中でしっかりと検討してまいりたいと思います。

○水戸委員 検討、検討、まあ検討はいいけれども、やはり前向きに進めるならば、形で示していただくことを私は強く要望したいと思っています。

私は、もちろん、消費庁が頑張っていたことを、応援団ですから、やはり消費者の立場に立つた上で、一つ一つこうした問題解決を、未然に防ぐんだ、未然に防ぎ切れない場合は事後の救済措置をしっかりと形で作っていただいて、やはり消費者の権利を一定以上保持し、また高めることについては、私も、それはそれとして期待をしたいと思っていますので、どうぞ今後とも、皆さんのそうした活動に、注意深くこれから見守っていきたいと思いますので、どうかよろしく願ひ申し上げます。

本日はこの程度で終わります。

○江崎委員長 河野大臣から発言を求められております。

○河野国務大臣 けさ、中根委員からの御質問に對しまして、私、全く問題ないというふうにお答えをいたしました。明らかに、国会の審議にさまざまな御迷惑をかけているのは明白でございますので、先ほどの全く問題ないという答弁は、おわびをして、撤回をさせていただきたいと思ひます。

国会との関係においては、いろいろ御迷惑をかけているのが明らかでございますので、そこところはおわびを申し上げ、皆様の御協力に感謝申し上げます。どうも申しわけございません。

○江崎委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民進党の田島一成でございます。

今、大臣から、誠意ある答弁の撤回とおわびがありました。私も、先ほどのやりとりを聞いていて、余りここで肩に力を入れない方がいいだろうになど実は思っていたところでありました。良識

のかげに私も敬意を表したいと思ひますし、今回、防災担当という非常に大きな責務も兼務で受けていらつしやること、これは、私、被災地の皆さんに對する思い等々からすると、河野大臣が消費者行政も担当しながら、さりとて、こうして大きな災害が起こったこと両方を背負わなきゃならないということに對する同情の声とあわせて、やはりどちらかに専任をさせていただきたいというのが、正直、同じように国会の中に身を置く者として案じるころでもあります。

しかしながら、こうして防災会議の合間を縫って、この消費者問題の委員会にお運びをいただきました。この貴重な時間を私も有効に使わせていただいて、多くの国民の皆さんの不安に應えていただきたいと思ひますので、冒頭、質問の順序を変えますけれども、大臣にお尋ねをさせていただき、その後、また災害対策会議の方にお戻りいただけるように配慮をさせていただきたいと思ひております。

一番最後の、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図ることにお對してのお考えを大臣にお答えいただきたいと思ひます。

何よりも、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図っていくことが重要であることは、役所の皆さんも、国会に身を置く我々も、また消費者の皆さんも、消費者団体の皆さんも感じていただいていることだと思ひます。そのためには、国民生活センターや都道府県、市町村における相談、あつせん業務の充実と強化が何よりも必要となります。一番最後の質問です。たしかローマ数字二番と入れてあると思ひます。通告させていただいております。

このことは、消費庁が誕生するときからずっと議論を続けてきたことであり、今なお努力はしていただいているのだらうと思ひますが、なかなか大きな改善というものが見られていない課題であります。

さらには、地方消費者行政の充実強化のために、地方消費者行政活性化交付金、これは平成二十一

年から始まりましたけれども、その後の平成二十七年から始まりました地方消費者行政推進交付金を充実させていくこともやはり大切だというふうと思ひます。

さらには、消費者行政の担当者や消費生活相談員に對する十分な研修体制をつくっていくこと、消費生活相談員の処遇改善などによる有能な人材確保を今後さらに充実させていかなければならないと考えるものであります。

この議論は消費者問題の議論のたびに必ず出てきている問題でありますから、恐らく答弁書等々をござらんにならなくてももう覚悟はしていらつしやるだらうというふうに思ひます。が、今後、こうした今年度の予算と照らし合わせていただいて、昨年度との違い、どのようにお考えになつていらつしやるのか、その点について、まず冒頭、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 消費者行政というのは、それぞれの地方で頑張つていっていただいているわけで、国としては、交付金をしっかりと確保して、それを後押しするというところでずっとやってまいりました。

本年度も同じように予算を確保し、地方をしつかりとバックアップしてまいりたいと思ひますが、消費生活相談員を今度は法的に専門の職として位置づけたわけでございます。こうしたことを通じて、相談員の皆様のキャリアパスというのがきちんとつくられると同時に、処遇の改善というのにつなげてまいりたいというふうに思ひております。

高齢者を初め、いろいろな被害に遭う方が大勢いらつしやるわけでございますから、やはり地方政治の中でこれを一つの大きな問題として位置づけていただいて、地方議会、あるいは、もつと言えは地方選挙の中で、こういう問題をどうするかというのがきちんと争点として取り上げていくようになれば、いい相談員をきちんと確保しよう、そのためには予算をそれぞれの自治体で確保していかなければならぬと思ひますし、いい相談員さ

んをその自治体集めるということが必要になつてくれば、当然に処遇の改善ということにもつながってくるんだらうというふうに思ひております。

私といたしましては、今この消費者問題というのが非常に大きなテーマになっている、特に御高齢の方についてはその被害もふえているわけでございますから、これを地方の政治の大きな課題として取り扱っていただけるように、しっかりと全国に周知してまいりたいというふうに思ひてるところでございます。

○田島(一)委員 もう一問だけおつき合ひください。

先ほど私も申し上げましたが、平成二十七年からスタートしていただいている地方消費者行政推進交付金、この内容についてなんですけれども、対象となる事業が平成二十九年年度までに実施される事業に限定されているという点、私、この点は、交付金として活用が非常に難しくなつてきているというふうな問題提起をさせていただきたいと思ひております。

平成二十九年年度までに実施予定の事業に限定されているという点については、今後、その後の財政支援のめどが立つていないということを意味します。そのことによりまして、地方の消費者行政にあつては、相談員を増員したいんだけれども、二十九年年度までというふうには切られてしまつと、その後どうやって財源を確保しようかという点で結局おつくうになつてしまひ、増員の一步が踏み出せていないという実態がやはりあるんですね。自主財源をそれぞれ自治体で確保しろ、それはそれで大切な呼びかけかもしれませんが、現実に言えば、なかなか自主財源を確保できるような宝箱は見つかつてはおりません。

これから先も国の支援というのはいくら必要になつてくるんだと思ひますけれども、こうした実施事業の年度限定等々が地方の消費者行政に大きなブレーキをかけているという御認識をお持ちなのかどうか、さらに、今後どのような対応、見直

しをやつていこうと思われているのか、覚悟と決意をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 さまざまな声が寄せられておりまして、処遇の改善をしてほしいという、いやいや先立つものという話が必ず出てくるわけでございます。

この消費者問題というのは、平成二十九年年度でなくなるわけでは決してありません。今の高齢化社会を考えれば、むしろ問題は大きくなつてくる。そのためには、もちろん自治体にも御努力をいただかなければいけません。国として、全部これは自治体ですというわけにはいかないのは明白でございます。それから、何らかのメッセージを自治体につしかりと出していくと同時に、今後の財源について、自治体が、相談員の処遇改善につながる、あるいはさまざま施策を前向きにやつていただけるような何らかのメッセージを今後出していきたいというふうに思つております。

○川口政府参考人 事実関係のみ申し上げますが、現時点での制度は、二十九年年度までに新規事業として始めれば、その後、最大三十九年度まで使えるということにしておりますので、二十九年年度で一切なくなるというスキームではございません。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

やはり、この辺の事実関係を誤解されている自治体もまだまだあるんですね。それはすなわち、消費者庁からきちつとしたこの交付金の仕組み、スキームが伝わっていない証拠だろうというふうに思ひます。そこは厳に反省をせびしていただきたい、三十九年度まで使えるんだということをすれば、これからまだ可能性、余地はあるわけです。どうぞ、地方でのやる気や、そして盛り上がりをつくじくようなことは絶対あつてはならないですし、そういった情報がきちつとやはり伝わっているということが何よりも肝要ですから、その部分については中であつたりと各自自治体等と連携をとっていただきたい、そのことをお願い申し上げます。

大臣、お忙しいと思ひますので、どうぞ次の方へ進んでください。どうぞお体を御自愛ください。では、続けさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、対象となる事業が二十九年年度までとにかく立ち上げればよいということ、一定の安堵をさせていただいたところでありまして、これで地方の消費者行政の充実が約束されたと言ひ切れるものでもありません。

どうぞ、大臣もお話をいただきましたけれども、しつかりとした消費者庁からの安心してさらに取り組んでくれというメッセージをしつかり自治体に発信していただくよう強く要望させていただきます、法案の核心の部分についての質問に移らせていただきます。

まず、今回の消費者契約改正法案の中の第四條、先ほどからも質問に幾つか出ておりましたが、できる限り重複を避けるようにして質問させていただきます。申し込み等の意思表示の取り消しについて、私からも改めてお尋ねをさせていただきますと思ひます。

今回の法改正で、取り消しできる消費者契約の対象の中に、過量な内容の消費者契約が新たに追加されることとなりました。そもそも、過量な内容の消費者契約の過量とは、通常の分量からどれほど超えることが当たるのか、明確かつ客観的な基準が今回定められているわけではなく、受けとめる方々によって相当解釈に差が出てくるだろうというふうに考えております。

この判断をする過量の基準についてはどのような御認識か、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

過量な内容の消費者契約とは、物品その他の消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとつての通常の分量等を著しく超えるものをいうとしております。

当該消費者にとつての通常の分量等につきましまして、まず一つは、消費者契約の目的となるものの内容でございます。二つ目は、取引条件。三つ

目として、事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況。四つ目として、その消費者の生活の状況についての当該消費者の認識。これらを総合的に考慮に入れた上で、一般的、平均的な消費者を基準として、社会通念をもとに規範的に判断されるものとしております。

また、当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとつての通常の分量等を著しく超えるか否かにつきましても、一般的、平均的な消費者を基準という形で、社会通念をもとに規範的に判断されるというふうにしております。

○田島(一)委員 御答弁いただいたのは、多分、予定されていた答弁書でのマニュアルに沿った形での答弁だったんだらうと思ひます。それを否定する気はないんですけれども、ただ、通常の分量を著しく超えるというその日本語というのは、やはりなかなかうまく伝わらないと思ひます。例えば、一例を出しましょう。私が毎月二十四本のペットボトルの水を購入しているとしまして、このワンケースの通常の量、超えるのは何ケース分だということにお考えですか。示せますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの要素として四つ挙げておりますけれども、そのうち、分量とかそういうことについては数としてありますけれども、そのほか、その消費者の生活の状況とか、あるいは価格とかの取引条件とか、それを総合して判断することになりますので、今言つた、一人何本でという形で判断できるという形には、これは民事ルールでなっております。

○田島(一)委員 余りに具体的過ぎて数字が示せないのかもしれないけれども、しかし、消費者の多くというのは、きつと、この通常の分量よりも著しく超えているかどうかは、やはり数字で示されないとぴんとこないんじゃないかなと思ひました。水を買つて今お尋ねをさせていただきますが、消費者庁としては、その数量的なものについては、著しく超える分量と

いうものが明示できないという状況であることは確認をさせていただいたと申し上げておきたいと思ひます。

ただ、この判断基準が正直な中で、政府が今後この基準なるもの、過量とはどういう量なのかというようなものを作成していくという意思があるのかどうか、さらに、もしつくるとするならばどういうお考えで作成しようというふうにお考えなのか、お答えいただけますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

この過量性の判断について、どういう形で、今言つたような要素があるということと考慮していくということを詳しく、逐条解説とか、あるいはパンフレットとか、そういうものをつくつて説明していきたいと思ひます。また、この当てはめの方々とかの御意見を聞きながら、どのような形でこの法律の内容をお示しするのがいいか、しつかりと検討してまいりたいと思つております。

○田島(一)委員 今お話もありました、この過量な内容の消費者契約に限定をして改正案では規定を設けるということでございますけれども、この規定の中で、高齢者の消費生活に関する被害の未然防止にどれほど効果を發揮して、被害事案数の改善にどれだけの効果を發揮するのかという点については、私はいささかまだ不明でありますし、疑問を感じているところでもあります。どのようなお考えなのか、まずお答えいただけますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

高齢者が加齢や認知症等により判断力が低下したことにつけ込まれて過量な内容の消費者契約を締結させられた被害事例の救済は、現行法上では一般的な規定に委ねられております。これは、主なものには公序良俗違反による無効ということ、民法第九十條によるものですけれども、これは要件が抽象的であり、どのような場合に適用されるか、必ずしも明らかでないものと考えております。これに対しまして、本規定では、先ほどお示しました具体的な要件のもとで過量な内容の消費

者契約の取り消しを認めておりまして、被害の救済に一定程度資すると考えております。被害救済の幅が広がるというふうに認識しております。

また、本規定につきましては、適格消費者団体による差しとめ請求の対象にもなるため、被害の予防にも資するというふうに考えております。

○田島(一)委員 今回の消費者の取り消し権が認められる新たな規定が設けられること自体は、私は歓迎しております。

しかし、過量販売以外の不当行為にも着目をして、判断能力が衰えている御高齢の消費者を保護するという観点から、やはり取り消し権は広い範囲で認定されるべきというふうに考えているんですけれども、どのようにお考えか、お答えください。

○松本副大臣 先生、とにかく被害者を守りたいという強い思いを持って審議をお願いしているわけでありまして、消費者庁といたしましては、現在御審議をいただいている特定商取引法、消費者契約法の改正案のほかにも、さまざまな取り組みを行っております。

まず、被害を未然に防止することが重要であるという観点、高齢者への消費者被害の防止のための注意喚起を促すことを、平成二十五年九月から、警察庁、金融庁と連携して、政府広報を活用した高齢者の消費者トラブルの未然防止に関する注意喚起を実施したり、また、どこに住んでいても質の高い相談、救済が受けられるように、地方消費者行政推進交付金を活用した地方公共団体による相談体制の整備等の支援、お近くの消費生活相談窓口を御案内する消費者ホットライン、一八八、三桁化といったこと。

さらに、高齢者はトラブルや被害に遭っているという認識が低い場合などがあるわけでありまして、周囲の方による見守りといったこと。このために、四月一日に施行された改正消費者安全法に基づいて、認知症等により判断力が不十分となった方などの消費者被害の未然防止に向けて、地方公共団体及び地域の関係者が連携して、地域

の見守りネットワークの構築を推進する。

こうした多くの取り組みの合わせわざといましようか、そうした努力を重ねながら高齢者の消費者被害の防止に努めてまいりたい、こう考えているところであります。

○田島(二)委員 今、何のお答えをされているのか、聞きながら非常に戸惑ってしまいました。全く違いますよ。質問をちゃんと聞いてくださいよ、手を挙げられるんだつたら。恥ずかしいですよ。広い取り消し権が認定されるべきだというふうにお尋ねしたんです。もう一度お答えのチャンスを与えます。副大臣、どうぞ。

○松本副大臣 先生のおっしゃっている広い取り消し権、これについては、基本的にはそうあるべきだと考えます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

現在、消費者委員会消費者契約法専門調査会における審議では、事業者が合理的な判断をするのとができない事情につけ込んで契約を締結される事例のうち、今回の過量の内容の消費者契約以外の類型について規定を設けるということについては、この一月にいただいた答申の中では、コンセンサスが得られないということで、過量取り消し以外は盛り込まれておりませんでしたが、消費者委員会としては引き続き検討を行う、今の過量の被害事例以外にも、明確かつ客観的な要件をもつて類型化することができるとなれば被害について、救う観点から広げること検討していくというふうになっておりますので、その検討について、消費者庁としても積極的に協力をしていきたいというふうに思っております。

○田島(二)委員 松本副大臣が答弁を言い直されて、広い取り消し権が認定されるべきだということに御同意をいただきました。

だったら、広い取り消し権を認定した法案を出してくるべきじゃなかったんですか。何で出さなかったんですか。お答えください。

○松本副大臣 消費者委員会の答申、検討、これをつかり待って、私個人といたしましては、先

生のおっしゃれることに基本的に賛成であります。しかし、やはり、消費者委員会の答申、今後の検討課題として引き続き検討をいただいているなかでありますから、その検討結果を踏まえながら対応してまいりたい、こう考えております。

○田島(二)委員 何かいじめているみたいに見えますので、もう私もこれぐらいで終わらせていただきますけれども、お認めくださるんだつたら、やはりそれを検討した足跡をきちつと答弁の中でおっしゃってください。何か気持ちだけは野党に寄り添っている、消費者団体等に寄り添っているみたいなことをおっしゃるんですけれども、現実、全然認められていないんですよ、今回の改正の中には。そことの違いをきちつと明確にしてください。なぜ盛り込まれなかったのかという不安、疑問が一切払拭されないわけでありまして。

今度、改正がいつ出てくるのかもわからない、そういう中で、今後、この広い取り消し権の認定についての不安の声は一向におさまらないというふうに思います。過量販売以外の不当行為にどれだけ真剣にこれから取り組んでくださるのか、審議会の方で議論をされても、この改正がいつ次に出てくるのか、非常に気の遠いような話になってきますが、どんどんどんどんその間にもいろいろな事案が出てくるわけでありまして。

そう考えたときに、ころころころころ、そのたびごとに法改正なんてやっていたらいいわけですよ。多分、出せないでしょう。だからこそ、今思い切って、もう一步、二歩踏み込んだ法改正をやはりしていくべきではないのかという、私は非常に積極的な意味での提案をさせていただいているわけでありまして。

私の気持ち、思いに別に寄り添っていただかなくて結構ですけれども、今回の法改正、正直、十分かなと言われれば、疑問が残っているという点、特に、過量内容の消費者契約の取り消しだけではない、広い取り消し権をやはりきちつと認定し

ていくというのをしっかりともう一度、前向きな姿勢、今後取り組みを進めていくんだということだけお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

○田島(二)委員 次の質問に入らせていただきます。

取り消し権を行使する要件として挙げられる一つ、過量内容の消費者契約であることを事業者が知っていたかどうかというものがございまして。質問の二番目に入っています。

これを立証する責任は、消費者、事業者、どちらにあるとお考えか、簡潔にお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

立証責任は消費者側にあります。

○田島(二)委員 消費者にあるというお答えでございました。想定どおりでもあります。事業者が不必要な商品を購入させたり、必要量を超える量の商品を購入させる相手は、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者の判断力の低下した人たちにつけ込んでいくわけですから、さらに負担を押しつけることにはしませんが、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

立証責任についても消費者委員会の専門調査会の方で御議論がありまして、立証責任の転換をする話とか、いろいろな御議論がございました。事業者の方から、転換をするのであれば負担が非常に重くなる、あるいは、立証するということが企業の持っている秘密等が外に出てくるというような御懸念を述べる方もいらっしゃいます。ここについては、引き続き消費者委員会の方で御検討が続くというふうに認識しております。

○田島(二)委員 現実問題として、認知症の御高齢の方などがそのような当事者になられたときに、やはり本当に負担が大きくなっていくということを考えて、企業の秘密が漏れるからだとかというようなそんなへ理屈で何で議論が収束され

てしまったのか、私は非常に疑問で仕方がないですね。

事業者が知っていたかどうかの立証責任を消費者に与えるというならば、やはり、消費者の中でもとりわけ弱者と言われている高齢者や認知症を患っている方々に対する配慮というものはしっかりと解決してから、今回お出しになられるのが筋だったんじゃないかなと思うんですけれども、どうお考えですか。

○川口政府参考人 先ほど立証責任ということでお答えをいたしました。立証責任というのは、民事訴訟法で、両当事者が情報を出し合って、最終的によくわからないというときに、どっちが負けるか勝つかといったことのぎりぎりの判断が立証責任ということでございます。

ただ、裁判実務あるいは消費生活相談の現場というふうには考えますと、認知症は、大体は、相談自体が御家族からの御相談ということが多いわけでございます。御家族が消費生活センターに御相談があったということは、相談を受けたセンター側がしっかりと記録をしています。その記録等を証拠として提出するというので、認知症の方の場合は、御本人が必ずしも裁判所で証言をするとかそういうことではなくて、周りの方が消費生活センターに相談をした、その記録自体を証拠として認定していきますので、実情に即した認定がされていくだろうということですから、最終的に真偽不明になったときに誰が勝つか負けるかということで、立証責任ということでお答えをいたしました。

○田島(一)委員 多分来るだろうなと予想もされているでしょうけれども、最近のひとり暮らしの高齢者の率の高さは、恐らく御承知のことだろうと思います。

家族がいっしょに高齢者、認知症を患う方々のところに、悪質業者なんかは多分行かないでしょう。ひとり暮らしの高齢者を狙っているという実態等々を把握すれば、家族の方がいるから大丈夫ですなんて、そんな無責任な答弁はやはり

よくないですよ。この事実だけは、私、ほかの質問も抱えていますので、もうこれ以上追及しませんが、そういう曖昧な、現実を直視していない認識で、立証責任を認知症を患う高齢者に押しつけるということはやはり問題であるということだけはきちっと指摘をさせていただきたいと思えます。

申しわけございません、時間もございませんので、次の質問に入らせていただきます。

取り消し権の行使期間の伸長についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

今回、消費者契約法における取り消し権の行使期間は、法改正で、追認をすることができるときから六カ月間だった短期の行使期間が一年に延長されました。

行使期間が延びたこと、手をつけられたことについては、私は素直に評価をいたします。

しかし、御承知のように、民法と比べますと、民法は短期でも五年。民法の五年に対して、延びてやっとな。まだ五倍の開きがありますね。まだまだ短いんです。しかも、長期にあつては、民法が二十年であるのに対して、消費者契約法は五年。短期の行使期間は延びたんですけれども、長期の行使期間は五年に据え置かれたままであります。四倍の開きがあります。

この民法との期間の差をなぜ放置されたのか、許容されたのか、その理由をお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

短期だけではなく、長期の行使期間につきましても内閣府の専門調査会の方で御議論がございましたけれども、こちらにつきましても、事業者の資料の保管等の負担とかいろいろあるということ、その期間について延ばすというふうな御答申はなかったということでございます。

○田島(一)委員 よくわからない答弁なんですけれどもね。

短期の六カ月というのは、そもそも大きな問題が各地から指摘をされてきたことであり、一年に延ばしたと胸を張りたいところなんでしょうけれど

ども、やはり現実、民法と比べると五倍の開きがあるということを先ほど私も申し上げました。せめて、今回の見直しで伸長されるときに、三年程度に延ばしましょうというふうな話は多分出てきていたんだろうと思うんですけれども、なぜこの五倍の開きをもっと埋めようというふうにならなかったのか、お答えいただけますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

短期については、追認をするときから現状では六カ月の間ということでございますけれども、それを一年に延ばしております。

消費者契約法につきましては、民法と比べますと取り消しの要件等が明確になっていて、消費者にとつて取り消しがしやすくなるということになっております。

一方で、事業者サイドからは、やはり取引の安定性、そういった問題がございますので、その中で今回六カ月から一年に延ばすということにつきましても、事業者の方も参加する中で一年に延ばすということについての合意ができたということ、その答申を踏まえて改正をしたということ、……(田島(一)委員)「三年の議論はあつたのか、なかつたのか」と呼ぶ)延ばすという議論はございました。ただ、それが何年であるということについてはちよつと承知しておりませんけれども、その議論自体は、もつと延ばすという御議論はあつたと承知しております。

○田島(一)委員 やはり、この民法との差を短期にあつても長期にあつても埋めていく努力というのは不断にやっていたいただきたい。そうすることが消費者を守っていくことにつながるんだということとは絶対忘れないでいただきたい。もうこれ以上、このテーマでやっていると本当に時間がないので、済みません、先に移らせていただきますけれども、そのことだけは強く、今後、期間の延長についても真摯に議論を進めていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

次に、法の第九条、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効の項目についてお尋ね

をさせていただきたいと思えます。

当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについてでありますが、今回の改正案の、第九条第一項では、当該超える部分は無効というふうになっております。この当該事業者が生ずべき平均的な損害の額及びこれを超える部分については、平成十八年の十一月二十七日、最高裁判決で、事実上の推定の働きの余地があるとしても、基本的に消費者が立証責任を負うものとの判断がなされました。御承知のことだと思えます。

事業者の平均的な損害額を消費者が立証することでありますが、立証するための資料は事業者側の手元にあり、消費者側の手元にはございません。まさにこの立証不可能な環境を打ち砕かない限り、消費者が負うべき立証責任というのは果たせないというふうに意味していると私は考えます。

そこで、必要になってくるのが事業者による情報提供であります。事業者の全てが協力的であるわけではございません。本法第三条第一項に基づく事業者の情報提供に関する規定では、残念ながら、義務規定ではなく努力規定にとどまり、情報提供に事業者が協力しなくても、契約申し込みなどの意思表示を取り消すなどの行為に強制力は発生いたしません。言いかえまして、これまでの立証責任に係る消費者の負担は従前と何ら変わっていないということの意味していると私は考えます。

政府は、この事業者の情報提供、この法改正でどのように進むと想定していらっしゃるのか、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

事業者による情報提供というのは非常に重要なことでございまして、委員御指摘のように、消費者契約法第三条第一項が契約締結時における必要な情報の提供を事業者の努力義務として定めているところでもございまして、同規定は、事業者と消費者との間に情報、交渉力の格差があることを踏まえまして、消費者の理解を深めるために設けら

れたものでございます。

この規定に照らしますと、事業者と消費者との間で平均的な損害の額が問題となった場合にも、事業者は消費者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならないものと解されます。

消費者委員会の消費者契約法専門調査会の報告書では、この消費者契約法第三條第一項の解釈を逐条解説において記載する等により、事業者、消費者、消費生活相談員等に周知することが適当であるとされており、消費者庁といたしまして、逐条解説等において記載すること等によりまして、事業者においても適切な情報がなされるよう周知に努めてまいりたいというふうに考えております。その効果が出ることを期待しております。

○田島（一）委員 先ほど私が引用させていただいた最高裁の判決、事実上の推定の働きの余地があるとしても、基本的には消費者が立証責任を負うものという判断、これを政府がそもそものように受けとめているのか。さらには、事業者に立証責任を負わせるかどうか、どこが責任を負って対応すべき問題だというふうに御認識でいらっしゃるのか、まずそこを明確にお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど触れさせていただきましたけれども、この立証責任については、今回の一月の消費者委員会からの答申には、このような形でいう形でいただいておりますけれども、引き続き検討する課題というふうにされておりますので、その検討を待つとともに、消費者庁としても協力できることはしっかりと協力していきたいというふうに思っております。

○田島（一）委員 先ほどから申し上げております事業者の情報提供に関する努力規定であります。が、やはりここはしっかりと見直しを図っていただかないとだめだというふうに私は思っております。

努力規定の見直し、もちろん経過等々を横目で眺めながらというふうにお答えになるのかもしれない

かもしれませんが、今後この見直しを図っていくということについて前向きにお考えかどうか、そこだけ簡潔にお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

内閣府の消費者委員会において御議論いただけたということですので、それを受けて答申が出ましたら、今回一月に答申を受けて、現在、法案化するような作業もありますので、どのような答申がいただけるかということによりまして、消費者庁としても、消費者委員会からの答申に對しましてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○田島（一）委員 次に質問を移らせていただきます。

事業者側からのグレーゾーンの部分について、冒頭、中根委員の方からも質問がありましたけれども、一部割愛をさせていただいて、用意していた二問目の質問をお願いしたいと思います。

今後、より一層の消費者保護というものを実現していくためには、今回の法改正に至らずに残された検討課題についてもやはり早急に検討していく必要があるだろうと思っております。先ほど申し上げた課題も含めて。

しかし一方で、これらの検討課題が残ってしまった背景というのは、いろいろな観点において、悪質事業者への対策を超えてしまつて、健全な活動を行っている企業の業務に広範に影響するという懸念が寄せられているなど、議論がなかなか前に進まなかったということがあったというふうに私も認識はしております。

消費者委員会の消費者契約法専門調査会において今後検討課題とされた各論点、一つ一つつまびらかにしませなければ、もう御認識いただいていることだと思います。消費者相談事例など消費者生活相談の実務実態の調査や分析を速やかに行っていくとともに、健全な企業活動の実務への影響ということも確認をすることで、消費者と事業者双方の理解を得て、必要な見直しというものがやはり迅速に行われていくようにするべきだと思

いうふうに考えますけれども、どのようにお考えか、まずお聞かせください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

消費者の方と健全な事業者の方がいわばウィン・ウインな形になるようなことが重要だというふうに考えておりまして、消費者の方の利益というのものももちろんございますし、一方で、健全な事業者の方の健全な事業活動が不当に阻害されるようなことがないようにということが極めて大事であります。

そういうような観点から内閣府の消費者委員会にも御検討いただけたと思いますし、消費者庁で検討する際にもそういった姿勢をしっかりと持つて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田島（一）委員 法律の専門的な知識がない方々も随分いらつしやいます。こういった方々にもやはり理解しやすい解説をどの程度まで深掘りしてやっていくか。専門用語等をできる限り簡略した一般的な用語等々で置きかえて説明していくか。それは、先ほど申し上げた過量というイメージが、著しく超えるだけではびんとこない消費者等々にしっかりと伝えをしていくということがやはり大事な点ですね。

この点についてはほかの委員からも質問がありましたので繰り返しませんけれども、どうぞそういったわかりやすい解説をつくっていくことに全身全霊を傾けていただきたい、そのことをお願いだけしておきます。

さて、時間もなくなりました。最後の質問に入らせていただきます。

次なる法改正、見直しについて、ちょっと気が早い話かもしれませんが、私が今回質問で取り上げさせていただいた課題というのは、検討事項としてまだまだ積み残しがいっぱいあるというこの警鐘を鳴らさせていただいたつもりであります。大臣、副大臣も、わかつていらつしやるかどうかわかりませんが、その気持ちにはあります。また、御答弁いただいたの

で、これはちょっと副大臣が指揮をとってでも、相当スピードを上げて、次なる法改正、見直しの検討のスケジュールに入らなさいいけないと思います。なぜならば、御承知のように、消費者契約約款等々も見直しをしなければなりませんね、修正作業に入らなさいということがあります。

そう考えますと、検討スケジュールをしっかりと示しをいただいて、それに対して、私どもも、いろいろな課題が積み残されて今回の法改正が行われているけれども、次なるところに期待しようというところで、この採決にも判断の資料にさせていただきたいと思っております。判断材料の肝として、次なる法改正の時期についてはどのようにお考えか、明確にお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

恐縮ではありますけれども、現在、内閣府の独立した委員会、今回一月に第一次答申、消費者契約法についてはいただいております。速やかに内閣府の消費者委員会においても検討に入られるということでございますので、それに協力するとともに、その答申をいただきましたら、消費者庁としても速やかに、今回のように対応していきたいというふうに考えております。

○田島（一）委員 答申が早く出ることももちろん期待をしたいところではあります。答申を待たずして作業は幾らでも入れると思っております。

今回、私が指摘したのは答申ではなくて、私たちが問題だと思っていることの指摘であります。どうぞ、国会を重視していただくというのであれば、この委員会の中で議論されたこと、そして課題として積み残されたことをポイントに置いて見直しに入っていただく、それが法案を提出されている政府側としての誠意ある本来の答弁だということに思います。

最後の最後までちょっと残念な答弁であったことは大変な残念なけれども、以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江崎委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 民進党の井坂信彦です。

本日は、特定商取引法それから消費者契約法について質疑をさせていただきます。

まず、今回の法改正で、特に消費者側から、入らなくて残念だったと言われている大きな一つが、再勧誘規制であります。これは平成二十年の特定商取引法の改正で、消費者が、例えば一遍、家に訪問販売が来て、説明を聞いて、うちはそれは要らないです、もう次からは売りに来ないでください、勧誘に来ないでくださいと明確に意思表示をすれば再び勧誘するのは禁止、こういうことになったわけですが、それではまだ不十分ではないかという声が多いです。

そこで、まず副大臣にお伺いいたしますが、平成二十年の特定商取引法の改正、再勧誘の禁止、これは効果は出ていますでしょうか。

○松本副大臣 平成二十年の特商法改正によって、訪問販売について再勧誘の禁止の規制が導入されました。

その効果については、平成二十二年度から二十六年年度の最近五年間で、再勧誘禁止違反として国及び都道府県で九十四件の処分を行ったところであり、これは、全ての処分のうちの約三割に相当するものであります。

また、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会において消費者庁が示した事業者アンケートの結果によれば、回答した事業者の約八割が再勧誘禁止を遵守する措置を講じているとの結果も出ているところであります。

したがって、平成二十年改正によって導入された再勧誘の禁止の規制は、改正後の特商法の事件処理及び事業者による自主規制の実施に当たって有効に機能しているものと認識をしております。

引き続き、再勧誘禁止違反に対して厳正に処分を行ってまいります。

○井坂委員 この再勧誘禁止に関しては、いろいろ指導も件数が上がってきているということであ

ります。

しかし、副大臣、一方で、強引な勧誘に関する相談件数というのは法改正の後も減っていない、むしろふえているのではないかとというふうに思います。

当時の消費者担当大臣は、規制の効果が上がっていないことが明らかにすれば、これはさらなる法改正も考える、こういうふうにおっしゃっています。

重ねてお伺いいたしますが、指導の件数は、ちゃんと規制のルール、再勧誘規制を平成二十年につくったんですから、それをちゃんと運用はしているということですが、一方で、実際の強引な勧誘に関する相談件数というのは、そんな、数百件ではなくて桁違いに多い、しかも平成二十年以降ふえている。

これは私は、平成二十年の改正だけではやはり不十分だ、さらなる法改正が必要だという一つのデータだというふうに思いますが、さらなる法改正は必要だと考えておられるかどうか、お伺いをいたします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先生の今、さらなる法改正ということについて、不招請勧誘、言うならば消費者が望まない中で事業者の方が訪問等をして勧誘をするということと、事前にとりかかろうということにつきましては、今回、内閣府の消費者委員会からの答申が出る前に専門調査会の方でいろいろ御議論があつて、現在、入っていないという状況になっております。

私もとしましては、内閣府の消費者委員会の答申等も受けとめる中で、勧誘の規制につきましましては、まず法執行の強化あるいは自主規制を強化していただくような取り組みを働きかけ、あるいは消費者教育の充実、相談体制の拡充等、こういうことをオール・ジャパンで委員会の中ではしっかりとまず取り組んでいくべきだということでしたので、その一致した御意見に沿ってしっかりと取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

○井坂委員 きのう、担当の職員さんともこの点を議論させていただいたんですが、やはりそれは消費者委員会での議論があつた末に、今回、さらなる法改正には踏み込まなかった、事実としてはそうだと思います。

ただ、本日、せっかくこういう場で議論をさせていただきたいのは、そうはいっても消費者庁ですら、消費者の立場に立つたら、これはやはり、今高齢の方もふえて、再勧誘規制なんというのはごくごく限られたケースですよ。一遍、訪問販売の人が来て、説明を聞いて、明確にそれを、もう二度と来ないでくださいとお断りをしたら次は来てはいけませんという話でありますけれども、今おっしゃったような、そもそも高齢の方は、うちに訪問販売に来てもらつても、怖いし、何か間違つて契約したら嫌だし、訪問販売自体断念してほしい、こういうおうちも多いわけでありまして、また、電話でも、ドントコール規制という話もほかの委員からも出ておりました。

やはり消費者庁ですら、あるいは消費者大臣、消費者副大臣でありますから、委員会の結論は仕方ない、現実そうなつてしまった、ただ、相談件数も減つておりませんし、実際、普通に考えても、高齢の方に対してこういう仕組みが一定必要だということとは恐らく現状認識、御理解いただいていると思ひますので、今後も再勧誘規制については法改正を目指して議論をしていきたい、これからは消費者庁としては言つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本副大臣 先生おっしゃるとおりで、ますます高齢社会が進んでいく中で、そういう事例、悪質な事例といましようか、そういうものがふえていくということが予想されるわけでありまして、しかし、さはさりながら、そこにきちっと地方自治体の皆さんの協力をいただいて、見守り体制の中でひとり暮らしの高齢者等々の生活をどう支えていくかという課題の中で、そういった消費者行政を進めていかなきゃならぬ、こういうふう

に思っております。

当然、調査会の先生方も、それぞれの立場の委員の先生方も、今国会の御議論をきちつと伺った上で検討が重ねられる、こう思っておりますし、各自自治体から現場の声、これも反映をして、さらに法改正に、どういうふうな、いつの時期に、どういう内容にするかということ、日々研さんを重ねて、御期待に沿いたいと考えているところであります。

○井坂委員 ありがとうございます。

現場の、特に地方の協力も必要だということに今おっしゃったので、参考人にお伺いいたしますが、むしろその地方から、今、地方議会の意見書というような形で、こういうことを国はいいかげんやつてくれ、踏み込んでくれというような意見書が随分上がってきているんじゃないですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、今回の法改正の動きに沿ひまして、消費者庁にも、自治体から、事業者の方からの勧誘等を事前に拒否するというような形で、表示がされた場合にはそれを禁止するというような形で、御要望もいただいているところでございます。

そうした中で、先ほどの繰り返しになって恐縮ではございますけれども、今副大臣からも御答弁がありましたように、規制だけではなくて、現在の法律の執行を強化するとか見守りとか、全ての状況を見守り、その状況をしっかりと見て、また、その状況を見守り、トラブルの状況が改善しないとかあるいは着実に減らないというような状況であれば、またしっかりと検討しなきゃいかぬというふうに考えております。

〔委員長退席、永岡委員長代理着席〕

○井坂委員 ぜひ、消費者庁は消費者委員会の運営事務局ではないかと思ひますから、もちろん、業者、産業界側の意見は当然あると思ひます。それは、産業界側の意見と消費者側の意見でしっかりと消費者委員会でも聞かせていただければいいわけであつて、むしろ、全庁の中で、この消費者庁にあるいは消費者大臣、副大臣だけは消費者側に立つ

ということ、意思を持ってこの件を進めていた
だきたいということをお願いいたします。

もう一件、高齢の方の被害を防ぐという観点か
らお伺いをいたします。

今回、過量販売、要は、必要以上にたくさん物
を買わされてしまう、こういう過量販売について、
いろいろ法改正で強化をされました。必要以上の
ものを間違えてつい勢いで買わされてしまった
場合は、これは、販売業者を処分の対象とする
とともに、買ってしまった、買わされてしまった
側も、申し込みの撤回または契約の解除というこ
とでできるようにするという改正案、よいことだ
というふうに思います。

ただ、一点、これでいいのかなと思う点があり
ますのは、この契約の解除期間、これは一年以内
というふうに定められているわけでありまして。

もちろん、余りいつでも、三年たつても五年たつ
ても解除できるということであると、これはこれ
で売った側がたまらないということ、よくわか
るのではありません。

ただ、本来の趣旨、高齢の方が、これは大体高
齢の方です、ひとり暮らしなのに高級羽毛布団を
何か五組も六組も買わされてしまったら、こうい
う高齢の方の被害が予想される中で、契約解除期
間が一年。そうすると、買った側も、買ったとき
は、うちもやはり羽毛布団は五、六組必要かなと
思って買ったわけですよ、そのときは。何となくそ
のまま、これは過量販売なんじゃないか、買わさ
れ過ぎたんじゃないかと気づかないまま一年たっ
てしまえば、もう当然、今のルールですと、今回
の法改正ですと解除ができないということになり
ます。

これは、一年以内で本当にこういう具体的な高
齢者の被害を防げるのか、高齢者の利益保護に
とってこれで十分なのかということについてお伺
いいたします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。
消費者による過量販売解除権の行使は、事業者
からすれば解除されるリスクと位置づけることが

できることから、取引の安全とのバランスから、
適切な期間に設定する必要があるというふうに考
えております。

このため、現行の特定商取引法におきましては、
訪問販売において過量販売解除権を行使できる期
間を一年間としております。これは、過量販売解
除権が実際に主張される事実としては、消費者自
身が気づく場合のほかにも、判断能力が不十分な
高齢者の独居世帯において過量な商品等が存在し
ていることについて、お盆とかあるいは正月等、
一年における節目に親戚の方などが帰省する等の
機会に気づく場合も想定されます。そういうこと
で、一年あれば十分であるというふうに判断した
ところであります。

そのようなことから、今回、特定商取引法の改
正案におきまして導入することにしたしました電
話勧誘販売型においても、このような考え方を踏
襲したところであります。

○井坂委員 これは今回法改正で新たに加えられ
た部分ですので、私は一年で本当に十分かなとい
うふうな疑問を持ちますが、実際、今回法改正で
やってみて、一年以内にはほぼ全員がこの解除権を
行使できて、買わされ過ぎたけれども、気づいて、
一年以内にちゃんと返すことができたということ
であれば、私の懸念は杞憂に終わったということ
でよいと思いますし、実際やってみたら、どうも
一年以内に気づかない方が結構な割合で出たとい
うことであれば、この期間についてはぜひ延長を
お願いしたいというふうに思います。

次に、今回、行政調査において、販売業者の社
員さんや関係者に質問をすることができ、それ
を断つた罰則が科されるということで、調査権
が強化をされました。ここについてお伺いをし
たいです。

ところが、この報告、質問する、あるいは立入
検査、この対象者の範囲がやや狭いのではないかと
いうふうに考えています。対象者に入らないか
は、例えば、外部の業務委託の会社ですとか、あ
るいは取引先の中の製品の卸の業者さん、そうい

うところは対象外ということでありまして。

ふだんはそれでもいいんですけども、最近
いろいろなビジネスモデルがありますから、当該
の、調べに行く会社だけじゃなくて、実はその後
ろ側にいる会社の方が実質的ないろいろな決定権
を持つていたり経営に深く関与してたり、こう
いうケースがいろいろ考えられます。

そこでお伺いいたしますが、この報告徴収、あ
るいは立入検査の対象者の範囲、これをやはりそ
の会社の業務の実態に合わせて、この業者と密接
な関係を有する者というように形で、政令で定め
る範囲を拡大する、広くなる必要があるのではな
いかというふうに思います。これは細かい話な
ので、参考人にお伺いいたします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

特定商取引法におきましては、直接消費者と取
引を行った事業者に対して立入検査等の調査を行
うことができるほか、当該事業者と密接な関係を
有する者として政令で定める者に対しても、立入
検査等の調査を行うことができるとされていると
ころでございます。

消費者委員会における議論においては、この密
接関係者について、複雑化、巧妙化する違反事業
者の手口に対応するため、その範囲を広げるため
に政令改正を行う必要があるとされております。

当該事項は政令事項であることから、本法案に
おいては特段の措置を行っていませんけれども、
も、本法案が成立した暁には、消費者委員会の答
申、さらには委員の御指摘も踏まえた上で、その
後の関係政令の整備の中で、既存の条項との関係
を整理しつつ、対象や規定が適切なものとな
るよう、具体的な内容を検討していくこととして
おります。

○井坂委員 今後、その範囲は、政令ですのでそ
こで決めていくということでありまして、ぜひ
お願いしておきたいのは、最初から政令で狭い
範囲をとってしまうと、申し上げたような、最近
出ているいろいろなビジネスモデル、ここだけ調
べても何もわからないというようなケースがたく

さんあると思います。ですから、政令は、やはり
調査の対象はなるべく広くとっていただいて、別
にそれを全部調査するというのではなくて、
ルールは広くとっておいて、実際の検査対象、質
問の相手、これは各業者の実態に合わせて、一番
聞くべきところに限定して聞く、こういう運用で
いいのかなというふうに思います。ぜひ、政
令、対象者の範囲を狭くとり過ぎないようにとい
うことをお願いしたいというふうに思います。

次に、今度は地方の問題でありますけれども、
ある都道府県で消費者の問題で行政処分を受けた
業者、これが、ある都道府県で行政処分を受けた
後に、別の都道府県、隣の都道府県に行つて同じ
ような違反行為をするということが現状では可能
になっていきます。

そこでお伺いいたしますが、複数の都道府県に
またがる被害事案に対しては、また新しい仕組み
が必要ではないでしょうか。

○松本副大臣 現在の特定商取引法におきまして
は、全国的に被害が及んでいる事案等については
国が対応する、県域レベルの事案については都道
府県が対応するというのが基本になっておりま
す。そして、都道府県による行政処分は自治事務
として行われるものであって、当該都道府県の区
域内にのみ処分の効力が及ぶということで整理を
されている。

結果、先生御心配のようなことが現実起こり
つつあるという中で、特定商取引法専門調査会
は、このような状況を踏まえて、都道府県知事
による行政処分の効力を当該都道府県の区域を越
えて及ぼすべきではないかとして議論がなされた
ところでもあります。

その中では、一部の委員から、都道府県の行政
リソースの活用等の観点から、非常に積極的な御
意見もありました。一方で、処分のために必要な
情報を広域的に収集、分析して執行する体制を充
実させる必要などを指摘される意見もあり、さら
に検討を進めるとされたところであります。

また、昨年十二月に閣議決定された平成二十七

年の地方からの提案等に関する対応方針においては、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえた上で、都道府県知事の行政処分の効力のあり方について検討し、平成二十八年中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こうされたところであります。

消費者委員会の答申や当該閣議決定を踏まえて引き続き対応してまいりたい、こう考えておるところであります。

○井坂委員 この件、私は神戸の選挙区なんですけれども、関西広域連合から、おっしゃったようなこういう広域的な執行体制に関して、この事務をもう関西広域連合に移せないかというような提案が出て、今おっしゃったように、昨年末の閣議決定で、ことしじゅうにはきちんと議論をして結論を得るということになっておりますから、そもそも地方の側からも提案があったことですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、もう一つ、地方の問題なんですけれども、地域間格差についてであります。

最近十年間における都道府県ごとの行政処分の執行件数、これは、全体では国の執行件数を上回っておりますから、国がやっている仕事というより、地方も今頑張っている法律に基づいてやってくださっているということでもあります。

ところが、各都道府県別に見るとこれは大変なばらつきがありまして、業務停止命令あるいは指示処分、これを過去三年間で一件も行ってない都道府県というのが二府十八県ある。要は、やっているところはたくさんやっている、もう国以上にやっている、ところが、全体の半数近くの都道府県は一件もこういう仕事をやっていない、あるいはできていない、こういう格差があるわけであります。

そこで、まず参考人にお伺いいたしますが、この執行件数、仕事の実績に地域間格差があるというところについて、今政府はどのように認識をし、

そして、実際、ゼロ件というような都道府県に対しては今後どのような対策を打っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○川口政府参考人 御指摘の都道府県ごとの特定商取引法に基づく行政処分でございますが、多いところ、最多は東京都でございますけれども、少ないところで、実績がないところもあるわけでございます、こうしたばらつき、地域間格差というのは適当でないものと思っております。

これを改善すべく、消費者庁において、年一回、全都道府県向けの研修を実施しているところでございまして、特に、私どもの方から見て処分実績の少ない県に対しましては、これはブロックごとに経産局がございまして、経産局長を消費者庁長官は指揮できるというふうになっておりますので、この経産局に各県の立入検査に立ち会いをしてもらう、執行担当者へのノウハウの伝授を行うということをしていこうと思っております。

研修ですとか立入検査、こうした機会へのさらなる積極的な参加を各県に働きかけてまいりたいというふうに思っておりますし、それから、そもそも県ごとの執行体制というのがございまして、これにつきましては、先ほど来御議論がございまして、地方消費者行政推進交付金において体制整備を図っていただくということを働きかけていきたいというところでございます。

以上でございます。

○井坂委員 今おっしゃった経産局がやる場合に、こういうふだんやっていない府県にもお声をかけをして、うちがやるので一緒に来ませんか、一緒にやりませんかということ、ノウハウが実際の現場の職員さんに身につけば、次からは、ではこういう消費者被害が出たらうちの県単独でちょっと動いてみようということになる。

これは一つの工夫だと思いますが、ただ、これはもう既にやっておられることじゃないですか。いろいろやっておられて、なお二府十八県では消費者対策の仕事が行われていないということ、執行がされてないということでありますから、そ

こで、やはりさらなる、これまでされたことは私は否定しません、いい工夫だと思えます。ただ、それでお二府十八県ができていない、やれていないということでありまして、これはさらに追加対策が必要だと思えますけれども、具体策はまだないにしても、副大臣、いかがですか。

現状、今の答弁は、やった上でなお二府十八県が執行実績ゼロだということでありまして。

○松本副大臣 先生御指摘のとおり、まだそうしたことが十分できていない、そういう府県があるということは事実であります。そのことを私どもとしては厳しく受けとめて、それぞれ二府十八県に対して、消費者行政について積極的に取り組んでいただくように強い要請を繰り返してまいりたいと思えます。

○井坂委員 副大臣、ありがとうございます。

特定商取引法についてはあと一点だけ、インターネット通販についてお伺いをいたします。インターネット通販、今、使う人もどんどんふえております。私も、一昨年のこの委員会において、当時、危険ドラッグの禁止法というものを出して、実店舗は実際潰れたわけですが、今度ネット上の、危険ドラッグのネット通販がなかなか最後まで撲滅できないという中で、公示送達というやり方、法改正を当時提案して、それは今回法改正に入らせていただいたことについては感謝をしております。

これは一歩前進でありますけれども、しかし、今後も、このインターネット通販というものは、かつては一部のコンピューターなれしている人たちだけがネット上で物を買う。今は、もう本当にスマホでも服が買える、そして高齢の方でもパソコンで本を買ったり、こういうことは当たり前になつてきている時代に、さらにネットの消費者保護ということ、例えば、虚偽、誇大広告に関する契約取り消し権、ネットはもう結局ネットの画面だけ見て買うか買わないか判断しますから、激安とか、とても品質がいいとかホームページに書いてあって、それで買ってしまつてということとは、

普通のお店よりもさらにあるわけでありまして。こうしたインターネットならではの問題に対する被害防止、救済措置が今後さらに必要だというふうに思いますが、副大臣、総論でお願いいたします。

○松本副大臣 先生が、厚生委員会だったでしょうが、この問題に熱心に取り組んでいただいていたときに御意見を拝聴しておりまして、私もインターネット通販の被害者の一人でありまして、お金を払い込んだけれども商品はまだ届かないというような事例、こういったことに遭遇しております。

したがって、インターネット通販を含む通信販売に関する事項、これについて対応しなきゃならぬ、こういう思いは強く持っております。

そして、調査会において、通信販売における虚偽、誇大広告に関する取り消し権の付与について議論をしていただいたわけですが、全体としてはまだ意見の一致を見なかった。私としては大変残念であります。そういう状況にあります。消費者庁といたしましては、こうした専門調査会の結論を踏まえて、今回の法改正には盛り込むことができなかった。

今後は、特定商取引法に基づく表示義務の徹底、虚偽、誇大広告に対する厳格な執行、今回導入することとしている公示送達による処分、これなどによって悪質なインターネット通販事業者への対応を強化していかないといけないという強い思いを持っております。

また、今後の規制のあり方につきましては、その執行状況やトラブルの推移等、しっかりと注視しながら、将来必要が生じた場合には、必ず必要が生じる、こう思っておりますが、しっかりと対応を検討してまいりたいと考えております。

〔永岡委員長代理退席、委員長着席〕

○井坂委員 副大臣御自身もネット通販で理不尽な目に遭われたということですから、非常に力のこもった、並々ならぬ熱意を答弁から受けとめましたので、消費者委員会で結論を見なかつ

でも、特に高齢の自営業者の方、大臣の御地元にも多いと思いますけれども、例えば高齢の八百屋さんが、ある業務用パソコンの販売員が来て、これからはパソコンの時代でつせ、八百屋さんでもパソコンで売り上げ管理をすれば、こうなつて、こうなつて、売り上げが倍増ですよといつて、全く詳しくないパソコンを買わされてしまった。しかも、何か保守契約まで結ばされて、毎月毎月結構な金額を取られてしまう。こういうようなケースは、幾ら個人事業主とはいえ、これはむしろ消費者として保護すべき事案なのではないかという

ただ、私が今回申し上げたいのは、法律ではやはり事業として買ったものに関しては消費者と

売る方が、このパソコンを入れると商品管理が楽になりますとか、いろいろな魅力的な話をして導入をされる。しかし、結果的に使いこなすことができない。そこに、売ったメーカーの方が一週間も二週間も、そのおじいちゃんに使ってもらうために講習をするというか、使い方をお手伝いに行く。お互いの誠意といましようか、そういう

消費者は本来何かという話をすれば、やはり、業者さん、売り手と比べて余りにも知識がない、交渉力がない、だから保護をする必要があるといふのが原点であるというふうに思っています。事業性があるかないかとかが、事業に使っているかどうかではなくて、まさに力の差がある、だから保護をする、この原点に沿った法律の線引きに変える

ることが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第九条第一項中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第五項中「指定権利」を「特定権利」に、「行使により施設が利用され若しくは役務が提供され」を「行使され」に改め、同条第七項中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第九条の二第一項第一号中「指定権利」を「特定権利（第二章第四節第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第九条の三第四項中「六月」を「一年」に改める。

第十一条中「指定権利の販売条件」を「特定権利の販売条件」に改め、同条第四号中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に、「その内容」を「その内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項」に改める。

第十二条中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に改める。

第十二条の三第一項中「指定権利の販売条件又は役務の提供条件について」を「特定権利の販売条件又は役務の提供条件について」に改め、同項第一号及び第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第二項ただし書中「表示」を「意思の表示」に改め、同条第四項中「表示する」を「の表示をする」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「意思を表示する」を「意思の表示をする」に改める。

第十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六条第四項及び第六項」を「第六十六條第五項及び第六十七條第一項第四号」に、「指定権利」を「特定権利」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の提供の禁止等）

第十二条の五 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでファクシミリ広告（当該広告に係る通信文その他の情報をファクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第二号において同じ。）をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係るファクシミリ広告（以下この条において「通信販売ファクシミリ広告」という。）をするとき。

二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者

に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売ファクシミリ広告をするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売ファクシミリ広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売ファクシミリ広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売ファクシミリ広告の相手方から通信販売ファクシミリ広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売ファクシミリ広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売ファクシミリ広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売ファクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売ファクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売ファクシミリ広告の提供を受けたい旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

に改める。

第十四条の見出しを「（指示等）」に改め、同条第一項中「（除く。）」の下に、「第十二条の五を、「対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十五条第一項中「（除く。）」の下に、「第十二条の五」を加え、「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第十五条の二中「指定権利」を「特定権利」に改め、第二章第三節中同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（業務の禁止等）

第十五条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するため、その者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止

止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十八条中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第五号中「第二十六条第三項又は第四項」を「第二十六条第二項、第四項又は第五項」に、「同条第三項又は第四項」を「当該各項」に改める。

第十九条第一項各号及び第二項並びに第二十条中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第二十一条第一項第五号中「第二十六条第三項又は第四項」を「第二十六条第二項、第四項又は第五項」に、「同条第三項又は第四項」を「当該各項」に改める。

第二十一条の二中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十二条の見出しを「(指示等)」に改め、同条中「対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第二号中「若しくは役務提供契約の締結」を「又は役務提供契約の締結」に改め、「又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」及び「又は購入者若しくは役務の提供を受ける者を削り、同条第三号中「前二号」を「前各号」に、「もの」を「もの」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提

供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利(第二条第四項第一号に掲げるものに限る。)の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの

第二十二條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十三条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に、「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合に於ては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(業務の禁止等)

第二十三条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程

度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十四条第一項中「指定権利」を「特定権利」に、「及び次条」を「から第二十四条の三まで」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利が行使され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

第二十四条第七項中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品

の売買契約等の申込みの撤回等)

第二十四条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利(第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。)の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなる若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなる若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又

は当該役務提供契約の締結の時から一年以内
に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一
項の規定による申込みの撤回等について準用
する。この場合において、同条第八項中「前
各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項
並びに同条第三項において準用する第三項か
ら前項まで」と読み替えるものとする。

第二十六條第一項第八号イ中「商品の」を削
り、同号ロ中「行う宅地建物取引業法第二條第
二号」を「行う同条第二号」に改め、同号ニ中
「指定権利」を「特定権利」に改め、同条中第
九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七
項を第八項とし、同条第六項第二号中「指定権
利」を「特定権利」に改め、同項を同条第七項
とし、同条第五項第二号中「指定権利」を「特
定権利」に改め、同項を同条第六項とし、同条
第四項第三号中「指定権利」を「特定権利」に
改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を
第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次
に次の一項を加える。

2 第九條から第九條の三まで、第十五條の三
及び第二十四條から第二十四條の三までの規
定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）
その他の法律により詐欺又は強迫を理由とし
て取消しをすることができないものとされて
いる株式若しくは出資の引受け又は基金の抛
出としてされた特定権利の販売で訪問販売、
通信販売又は電話勧誘販売に該当するものに
ついては、適用しない。

第三十四條第一項中「この条」の下に「及び
第三十八條第三項第二号」を加える。

第三十六條の三第二項ただし書中「表示」を
「意思の表示」に改め、同条第四項中「表示
する」を「の表示をする」に改め、同条第五項
中「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中
「意思を表示する」を「意思の表示をする」に
改める。

第三十六條の四第一項中「すべて」を「全て」

に、「第六十六條第四項及び第六項」を「第六
十六條第五項及び第六十七條第一項第四号」に
改める。

第三十八條の見出しを（指示等）に改め、同
条第一項中「対し、必要な」を「対し、当該違
反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売
取引の相手方の利益の保護を図るための措置そ
の他の必要な」に改め、同条第四号中「もの。」
を「もの」に改め、同条第二項中「対し、」の下
に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、
連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るため
の措置その他の」を加え、同条第三項中「第一
項各号に」を「次に」に改め、「対し、」の下に
「当該違反又は当該行為の是正のための措置、連
鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための
措置その他の」を加え、同項に次の各号を加え
る。

一 第一項各号に掲げる行為

二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業
に係る連鎖販売取引についての契約の締結
について勧誘をするに際し、又はその連鎖
販売業に係る連鎖販売取引についての契約
の解除を妨げるため、その連鎖販売業に関
する事項であつて、連鎖販売取引の相手方
の判断に影響を及ぼすこととなる重要なも
のにつき、故意に事実を告げないこと。

第三十八條に次の二項を加える。

5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定
による指示をしたときは、その旨を公表しな
ければならない。

6 主務大臣は、第四項の規定による指示をし
たときは、その旨を公表しなければならない。
第三十九條第一項中「一年」を「二年」に改
め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その統括
者が個人である場合にあつては、その者に対
して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を
定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取
引に係る業務を営む法人の当該業務を担当す
る役員となることの禁止を併せて命ずること
ができる。

る役員となることの禁止を併せて命ずること
ができる。

第三十九條第二項中「一年」を「二年」に改
め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その勧誘
者が個人である場合にあつては、その者に対
して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を
定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取
引に係る業務を営む法人の当該業務を担当す
る役員となることの禁止を併せて命ずること
ができる。

第三十九條第三項中「前条第一項各号」を「前
条第三項各号」に、「同条第三項」を「同項」に、
「一年」を「二年」に改め、同項に後段として
次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その一般
連鎖販売業者が個人である場合にあつては、
その者に対して、当該停止を命ずる期間と同
一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の
連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業
務を担当する役員となることの禁止を併せて
命ずることができる。

第三十九條の次に次の一条を加える。
（業務の禁止等）

第三十九條の二 主務大臣は、統括者に対して
前条第一項の規定によりその行う連鎖販売取
引の停止を命ずる場合において、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
者が当該命令の理由となつた事実及び当該事
実に関してその者が有していた責任の程度を
考慮して当該命令の実効性を確保するために
その者による連鎖販売取引に係る業務を制限
することが相当と認められる者として主務省
令で定める者に該当するときは、その者に対
して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を
定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取
引に係る業務を新たな開始すること（当該業
務を営む法人の当該業務を担当する役員とな
ることを含む。）の禁止を命ずることができる。

る。

一 当該統括者が法人である場合 その役員
及び当該命令の日前六十日以内においてそ
の役員であつた者並びにその使用人及び当
該命令の日前六十日以内においてその使用
人であつた者

二 当該統括者が個人である場合 その使用
人及び当該命令の日前六十日以内において
その使用人であつた者

2 主務大臣は、勧誘者に対して前条第二項の
規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命
ずる場合において、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令
の理由となつた事実及び当該事実に関してそ
の者が有していた責任の程度を考慮して当該
命令の実効性を確保するためにその者による
連鎖販売取引に係る業務を制限することが相
当と認められる者として主務省令で定める者
に該当するときは、その者に対して、当該停
止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該
停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務
を新たに開始すること（当該業務を営む法人
の当該業務を担当する役員となることを含
む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が法人である場合 その役員
及び当該命令の日前六十日以内においてそ
の役員であつた者並びにその使用人及び当
該命令の日前六十日以内においてその使用
人であつた者

二 当該勧誘者が個人である場合 その使用
人及び当該命令の日前六十日以内において
その使用人であつた者

3 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前
条第三項の規定によりその行う連鎖販売取引
の停止を命ずる場合において、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者
が当該命令の理由となつた事実及び当該事実
に関してその者が有していた責任の程度を考
慮して当該命令の実効性を確保するためにそ

の者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む）の禁止を命ずることができる。

一 当該一般連鎖販売業者が法人である場合
その役員及び当該命令の日前六十日以内にその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合
その使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

4 主務大臣は、前三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四十三条の二及び第四十四条の二中「第四十六條」を「第四十六條第一項」に改める。

第四十六條の見出しを「（指示等）」に改め、同条中「対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供受領者等の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第二号中「又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため」及び「又は特定継続的役務提供受領者等」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

第四十六條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四十七條第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に、「二年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その役務提供事業者又は販売業者が個人である場合に於ては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第四十七條の次に次の一条を加える。

（業務の禁止等）

第四十七條の二 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関しその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む）の禁止を命ずることができる。

一 当該役務提供事業者又は当該販売業者が法人である場合
その役員及び当該命令の日前六十日以内にその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

二 当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人である場合
その使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十四條の三第二項ただし書中「表示」を「意思の表示」に改め、同条第四項中「を表示する」を「の表示をする」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「意思を表示する」を「意思の表示をする」に改める。

第五十四條の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六條第四項及び第六項」を「第六十六條第五項及び第六十七條第一項第四号」に改める。

第五十六條の見出しを「（指示等）」に改め、同条第一項中「行う者に対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第四号中「もの」を「もの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十七條第一項中「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売を行う者が個人である場合に於ては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第五十七條の次に次の一条を加える。

（業務の禁止等）

第五十七條の二 主務大臣は、業務提供誘引販売を行う者に対して前条第一項の規定によりその業務提供誘引販売に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関しその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保す

るためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む）の禁止を命ずることができる。

一 当該業務提供誘引販売を行う者が法人である場合
その役員及び当該命令の日前六十日以内にその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

二 当該業務提供誘引販売を行う者が個人である場合
その使用人及び当該命令の日前六十日以内にその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十八條の十二の見出しを「（指示等）」に改め、同条中「対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第二号中「又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」及び「又は売買契約の相手方」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

第五十八條の十二に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十八條の十三第一項中「前条各号」を「前

条第一項各号」に、「同条」を「同項」に、「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることが出来る。

第五十八條の十三の次に次の一条を加える。
(業務の禁止等)

第五十八條の十三の二 主務大臣は、購入業者に對して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関する者が有して責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者に相當と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む)の禁止を命ずることが出来る。

一 当該購入業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該購入業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
第五十八條の十九中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五條の二第一項ただし書」を「第十五條の三第一項ただし書」に改める。

第五十八條の二十第二項第一号中「第二十四條第八項」の下に(第二十四條の二第三項において読み替へて準用する場合を含む)を加える。

第五十八條の二十五第二号中「第二十六條第五項」を「第二十六條第六項」に改め、同条第三号中「第二十六條第六項」を「第二十六條第七項」に改め、同条第四号中「第二十六條第七項」を「第二十六條第八項」に改める。

第六十一條第一項中「第六十六條第五項」を「第六十六條第四項」に改める。

第六十四條第一項中「第二條第四項」を「第二條第四項第一号」に、「第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号」を「第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第一号若しくは第七項第二号」に改め、同条第二項中「第二十六條第四項第三号若しくは第六項第一号」を「第二十六條第五項第三号若しくは第七項第一号」に改める。

第六十六條第一項中「この条において」を削り、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「次項の規定が適用される者を除く」を削り、同条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十六條の次に次の五条を加える。

(協力依頼)

第六十六條の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(指示等の方式)

第六十六條の三 この法律の規定による指示又は命令は、主務省令で定める書類を送達して行う。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第六十六條の四 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九條、第一百條、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第九十九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「執行官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとする。

(公示送達)

第六十六條の五 主務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることが出来る。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十六條の六 行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章の規定により書類の送達により行うこととして行っているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の主務省令で定める方式による意思の表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ)を使用して行うことができない。

2 主務大臣の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六條の四において準用する民事訴訟法第九十九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六十七條第一項第一号中「商品に係る販売業者」を「商品及び特定権利(第二條第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ)に係る販売業者」に改め、「当該商品」の下に、「特定権利」を加え、同項第二号中「指定権利」を「特定権利(第二條第四項第一号に掲げるものに限る。)」に改め、同項第五号中「及び」の下に「特定権利(第二條第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。)」並びに「を」を加え、「指定権利」を「特定権利(同項第一号に掲げるものに限る。)」に改め、同項第六号中「当該商品」の下に「特定権利(第二條第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。)」を加える。

第六章中第六十九條の次に次の一条を加える。

(関係者相互の連携)

第六十九條の二 主務大臣、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合に於ては、当該行政機関、関係地方公共団

体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、特定商取引を公正にするとともに購入者等が受けることのある損害の防止を図るため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第七十条を次のように改める。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条、第二十一条、第三十四条、第四十四條、第五十二条又は第五十八條の十の規定に違反した者

二 第八条第一項、第八条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第三十九条の二第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十八條の十三第一項又は第五十八條の十三の二第一項の規定による命令に違反した者

第七十条の二及び第七十条の三を削る。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条、第五条、第十八條、第十九條、第三十七條、第四十二條、第五十五條、第五十八條の七又は第五十八條の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第七條第一項、第十四條第一項若しくは第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第四項まで、第四十六條第一項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第五

十八條の十二第一項の規定による指示に違反した者

三 第六十六條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第六十六條第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十二條第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、同条第二項中「前項第四号」を「前項第二号」に改める。

第七十三條第二号中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第三号中「第六十六條第五項」を「第六十六條第四項」に改める。

第七十四條中「代表者」の下に「若しくは代理人」を加え、同条第一号中「第七十条の二」を「第七十条第二号」に改め、同条第二号中「第七十条又は第七十条の三から前条まで」を「前三条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十条第一号 一億円以下の罰金刑

第七十四條に次の一項を加える。
2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない

社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二条 特定商取引に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一項を加える。

5 民法第二百一十一條の二第一項の規定にかかわらず、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約に基づく債務の履行として給付を受けた申込者等は、第一項の規定により当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかつたときは、当該売買契約又は当該役務提供契約によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

第二十四條の三第二項、第四十條の三第二項、第四十九條の三第二項及び第五十八條の二第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第三條の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

三 附則第八條の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四條、第十三條、第十八條及び第二十

条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、施行日前に販売業者又は役務提供事業者が受けた商品若しくは第一條の規定による改正前の特定商取引に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二條第四項に規定する指定権利又は役務（以下この条において「商品等」という。）の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新法第五條、第十條、第十九條及び第二十五條の規定は、施行日以後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、施行日前に締結された商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

3 新法第七條第二項、第十四條第三項及び第四項、第二十二條第二項、第三十八條第五項及び第六項、第四十六條第二項、第五十六條第三項及び第四項並びに第五十八條の十二第二項の規定は、施行日前に旧法第七條、第十四條、第二十二條、第三十八條、第四十六條、第五十六條又は第五十八條の十二の規定によりした指示については、適用しない。

4 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第三條、第三條の二第二項若しくは第四條から第六條までの規定に違反する行為若しくは旧法第七條各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第八條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

6 新法第九條、第九條の二、第十五條の三及び第二十四條の規定は、施行日以後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又は施行日以後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（施行日

前にその申込みを受けたものを除く。について適用し、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約が施行日以後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又は施行日前に締結された商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

7 新法第九條の三第四項（新法第二十四條の三第二項、第四十條の三第二項、第四十九條の二第二項及び第五十八條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権について適用し、施行日前にした商品等の売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお従前の例による。

8 施行日において既に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から受けている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

9 施行日において既に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）の提供を受けない旨のものは、同条第二項（新法第十二條の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

10 新法第十二條の三第三項（新法第十二條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。

11 施行日において既に新法第十二條の五第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものをすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から受けている承諾は、通信販売ファクシミリ広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

12 施行日において既に新法第十二條の五第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものの提供を受けない旨のものは、同条第二項に規定する意思の表示とみなす。

13 新法第十二條の五第三項の規定は、施行日前に同条第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものをすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売ファクシミリ広告については、適用しない。

14 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十一條、第十二條、第十三條の三（第五項を除く。）若しくは第十三條第一項の規定に違反する行為若しくは旧法第十四條第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第十五條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新法第十五條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

16 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十六條から第二十一條までの規定に違反する行為若しくは旧法第二十二條各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第二十三條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新法第二十三條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

18 新法第二十四條の二の規定は、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約が施行日以後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又は施行日前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

19 統括者の施行日前にした旧法第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八條第一項各号に掲げる行為若しくは同項の規定による指示に従わない行為又は勧誘者の施行日前にした旧法第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條若しくは第三十六條の三（第五項を除く。）の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八條第一項第二号から第四号までに掲げる行為については、新法第三十九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 勧誘者の施行日前にした旧法第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八條第一項各号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

21 一般連鎖販売業者の施行日前にした旧法第三十三條の二、第三十四條第一項から第四項まで、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八條第一項各号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

22 新法第三十九條の二第一項の規定は、第十九項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。

23 新法第三十九條の二第二項の規定は、第二十項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。

24 新法第三十九條の二第三項の規定は、第二十一項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。

25 役務提供事業者又は販売業者の施行日前にした旧法第四十二條、第四十三條、第四十四條若しくは旧法第四十五條の規定に違反する行為若しくは旧法第四十六條各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第四十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

26 新法第四十七條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

27 業務提供誘引販売業を行う者の施行日前にした旧法第五十一條の二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條の三（第五項を除く。）若しくは第五十五條の規定に違反する行為若しくは旧法第五十六條第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第五十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

28 新法第五十七條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。

29 購入業者の施行日前にした旧法第五十八條の五から第五十八條の十一の二までの規定に違反する行為若しくは旧法第五十八條の十二各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第五十八條の十三第一

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
30 新法第五十八条の十三の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

第三条 第二条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新法」という。）第九条の三第五項（第二号新法第二十四条の三第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の返還の義務については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）
第四条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（割賦販売法の一部改正）
第七条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の六十第三項第二号中「第二十六号第五項各号」を「第二十六号第六項各号」に、「同条第六項各号」を「同条第七項各号」に改め、同条第四項第一号中「第二十六号第二項」を「第二十六号第三項」に改め、同項第二号中「第二十六号第三項各号」を「第二十六号第四

項各号」に改め、同項第三号中「第二十六号第四項第一号」を「第二十六号第五項第一号」に改める。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第八条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十四条のうち特定商取引に関する法律第十五条の二第一項ただし書の改正規定中「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に改める。

第九十五条中「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の三第二項」に改める。

理由
高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該業務を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができるとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者契約法の一部を改正する法律案
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「場合」を「場合等」に改める。

第四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を「同項の場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。」に改め、同項第一号中「内容」の下に「であつて、

消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を加え、同項第二号中「取引条件」の下に「であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとつての通常の分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもの（以下「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとつての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

第五条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「及び第七項」を「から第七項まで」に改める。

第六条中「第三項」を「第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（取消権を行使した消費者の返還義務）
第六条の二 民法第百二十一条の二第一項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、第四条第一項から第四項までの規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者契約によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

第七条第一項中「第三項」を「第四項」に、「六箇月」を「一年」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、「（第五条第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第八条第一項第三号及び第四号中「民法の規定による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）
第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

第十条中「民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律」を「消費者の不作为をもつて当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中」に、「比し」を「比して」に、「又は」を「又は」に改める。

第十一条第一項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第五条第二項の改正規定(及び第七條)を「から第七條まで」に改める部分に限る。)

第六條の次に一條を加える改正規定及び附則第三條の規定 民法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日

三 附則第六條の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成二十八年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の消費者契約法(以下「新法」という。)第四条第四項及び第五項(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

2 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、新法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第八条第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第八条の二の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の消費者契約法第六條の二の規定は、同号に掲げる規定の施行前に消費者契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた消費者の返還の義務については、適用しない。

(政令への委任)
第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第五条 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
第九十八條のうち、消費者契約法第四條第五項の改正規定中「第四條第五項」を「第四條第六項」に改め、同法第八條の改正規定の次に次のように加える。
第八條の二を次のように改める。
(消費者の解除権を放棄させる条項の無効)
第八條の二 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる消費者契約の条項は、無効とする。
第九十九條第一項中「第四條第五項」を「第四條第六項」に改め、同條第二項中「第八條」の下に「第八條の二」を加える。

ともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加すると

平成二十八年五月二十日印刷

平成二十八年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P